（一社）東京建設業協会との意見交換会

日　時：令和５年１１月８日（水）１０：３０～１２:００
場　所：田町グランパークカンファレンス　３階　３０１大会議室

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○ 関東地方整備局長
○ 東京都 建設局 道路監
○ （一社）東京建設業協会長

３．情 報 提 供

◇ 関東地方整備局の取り組みについて
◇ 建設産業行政の最近の動き
◇ （一社）東京建設業協会の活動状況

４．前年度意見要望への対応状況

５．意 見 交 換

◇ （一社）東京建設業協会　提案テーマ
１）国土強靭化の推進
２）働き方改革の推進
３）生産性向上・ＤＸの推進
４）高騰する建設資材価格への対応
５）建設キャリアアップシステムへの対応
６）カーボンニュートラル（ＣＮ）に向けた取組み支援
◇ 自由討議

６．閉　　会

○ 関東地方整備局　副局長

配 布 資 料 一 覧

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料－１
・建設産業行政の最近の動き	整備局資料－２
・前年度意見要望への対応状況	整備局資料－３
・令和５年度　回答	整備局資料－４

＜建設業協会＞

・協会活動状況	協会資料－１～７
・意見交換会　提案議題	協会資料－８

令和5年度 （一社）東京建設業協会との意見交換会
出席者名簿

【（一社）東京建設業協会】

会長	今井　雅則
副会長	寺田　光宏
副会長	乗京　正弘
事業委員会公共工事制度研究部会部会長	安達孝行
事業委員会公共工事制度研究部会副部会長	末松直紀
事業委員会公共工事制度研究部会委員	清原　亮
事業委員会公共工事制度研究部会委員	藤後尚史
事業委員会公共工事制度研究部会委員	戸澤　哲
事業委員会公共工事制度研究部会委員	橋本恭男
事業委員会公共工事制度研究部会委員	三浦博之
事業委員会公共工事制度研究部会委員	小坂　浩
事業委員会公共工事制度研究部会委員	芦部智宏
事業委員会公共工事制度研究部会委員	冨田健二
事業委員会公共工事制度研究部会委員	鴨下達也
事業委員会公共工事制度研究部会委員	石川敏宣
事業委員会公共工事制度研究部会委員	関屋隆司
事業委員会公共工事制度研究部会委員	野村秀樹
専務理事	野瀬達昭
専務局長	市川光一
事業部長	奥　尚子

【東京都建設局】

道路監	花井　徹夫
企画担当部長	松島　進

【関東地方整備局】

局　長	藤巻 浩之
副局長	衛藤 謙介
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
企画部　技術調整管理官	須藤　純一
企画部　技術開発調整官	髙森 治
建政部　建設産業調整官	堀井 英則
企画部　技術管理課長	荒井 幸雄
企画部　技術調査課長	佐藤 潤
建政部　建設産業第一課長	一力 哲也
東京国道事務所長	石井　宏明
相武国道事務所長	栗原　和彦
東京外かく環状国道事務所長	金森　滋
首都国道事務所長	田中　満
川崎国道事務所長	藤坂　幸輔
大宮国道事務所長	中州　啓太
江戸川河川事務所　工務第一課長	小澤　太郎
荒川下流河川事務所長	出口　桂輔
京浜河川事務所長	嶋崎　明寛
国営昭和記念公園事務所　副所長	新藤　勝巳
東京第一営繕事務所長	林　直人
東京第二営繕事務所長	徳尾　英介
甲武営繕事務所長	小泉　洋
東京港湾事務所長	加藤　絵万
東京空港整備事務所長	森　弘継
特定離島港湾事務所長	高橋　康弘

令和5年度　東京建設業協会との意見交換会　　席次表

会　場 :田町グランパークカンファレンス 301大会議室

出入口

記　　者　　席

東 京 建 設 業 協 会　　随 行 者 席

	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 清原　亮	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 鴨下　達也	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 野村　秀樹	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 石川　敏宣	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 芦部 智宏	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 戸澤　哲	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 橋本　恭男	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 藤後　尚史	副会長 乗京　正弘	東京建設業協会 副会長 寺田　光宏	会長 今井　雅則	専務理事 野瀬　達昭	事業委員会 公共工事制度 研究部会 部会長 安達　孝行	事業委員会 公共工事制度 研究部会 副部会長 末松　直紀	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 関屋　隆司	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 小坂　浩	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 三浦　博之	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 冨田　健二	専務局長 市川　光一	事業部長 奥　尚子	

国営昭和記念公園事務所
副所長
新藤　勝巳

甲武営繕
事務所
事務所長
小泉　洋

特定離島港湾事務所
事務所長
高橋　康弘

東京空港整備事務所
事務所長
森　弘継

東京港湾事務所
事務所長
加藤　絵万

京浜河川事務所
事務所長
嶋崎　明寛

東京第二 営繕事務所 事務所長 徳尾　英介	東京第一 営繕事務所 事務所長 林　直人	建政部 建設産業第一課長 一力　哲也	企画部 技術調査課長 佐藤　潤	企画部 技術管理課長 荒井　幸雄	建政部 建設産業調整官 堀井　秀則	企画部 技術開発調整官 髙森　治	企画部 技術調整管理官 須藤　純一	建政部長 家田　健一郎	企画部長 西川　昌宏	関東地方整備局 副局長 衛藤　謙介	局長 藤巻　浩之	東京都建設局 道路監 花井　徹夫	企画担当部長 松島　進	東京国道事務所 事務所長 石井　宏明	相武国道事務所 事務所長 栗原　一彦	東京外かく環状国道事務所 事務所長 金森　滋	首都国道事務所 事務所長 田中　満	川崎国道事務所 事務所長 藤坂　幸輔	大宮国道事務所 事務所長 中州　啓太	江戸川河川事務所 工務第一課長 小澤　太郎	荒川下流河川事務所 事務所長 出口　桂輔

関　東　地　方　整　備　局　　随　行　者　席

東京都　随行者席

関　東　地　方　整　備　局　　随　行　者　席

出入口

出入口

控　　室

令和5年度 （一社）東京建設業協会との意見交換会（進行表）

令和5年11月8日（水）10：30～12:00　於：田町グランパークカンファレンス　3階　301大会議室

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
10:30	**開会**		（司会：髙森 技術開発調整官）	
～ 10:45（15分）	**挨拶**	関東地方整備局	関東地整　藤巻局長	
		東京都	東京都建設局　花井道路監	
		一般社団法人　東京建設業協会	協会　今井会長	
10:45 ～ 10:47 （2分）	**出席者紹介**　※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
10:47 ～ 10:55 （8分）	**関東地方整備局の取り組み**			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部　佐藤技術調査課長	整備局資料－1
		建設産業行政の最近の動き	建政部　一力建設産業第一課長	整備局資料－2
10:55 ～ 11:05（10分）	**（一社）東京建設業協会の活動状況**		協会　奥事業部長	協会資料－1～7
《前年度意見要望への対応状況》				
11:05 ～ 11:06 （1分）			企画部　荒井技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
11:06 ～ 11:46（40分）	**1）国土強靭化の推進** **2）働き方改革の推進** **3）生産性向上・DXの推進** **4）高騰する建設資材価格への対応** **5）建設キャリアアップシステムへの対応** **6）カーボンニュートラル（CN）に向けた取組み支援**		協会提案説明： 1）安達部会長 2）藤後・橋本・戸澤・芦部各委員 3）石川・松井各委員 4）鴨下委員 5）清原委員 6）冨田委員 回答： 1）企画部　荒井技術管理課長 2）企画部　荒井技術管理課長 建政部　一力建設産業第一課長 3）企画部　荒井技術管理課長 企画部　佐藤技術調査課長 4）企画部　荒井技術管理課長 建政部　一力建設産業第一課長 5）建政部　一力建設産業第一課長 6）企画部　荒井技術管理課長 東京都　建設局　花井道路監	協会資料－8 整備局資料－4
〔自由討議〕				
11:46 ～ 11:55 （9分）	**自由討議**		（質疑：適宜発言）	
《閉会》				
11:55 ～ 12:00 （5分）	**閉会**		関東地整　衛藤副局長	

関東地方整備局の取組について

令和５年１１月８日

国土交通省　関東地方整備局

１．令和5年度　予算の概要　Ｐ 2

２．令和5年度　上半期の執行状況について　Ｐ 6

３．働き方改革・担い手確保への取り組み　Ｐ 10

４．土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）　P13

５．インフラ分野のDX推進について　P17

６．首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について　P24

７．総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会　P26

８．総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置　P37

１．令和５年度 予算の概要

関東地方整備局の令和5年度予算

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kanto Regional Development Bureau

○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円（前年度比0.98）。

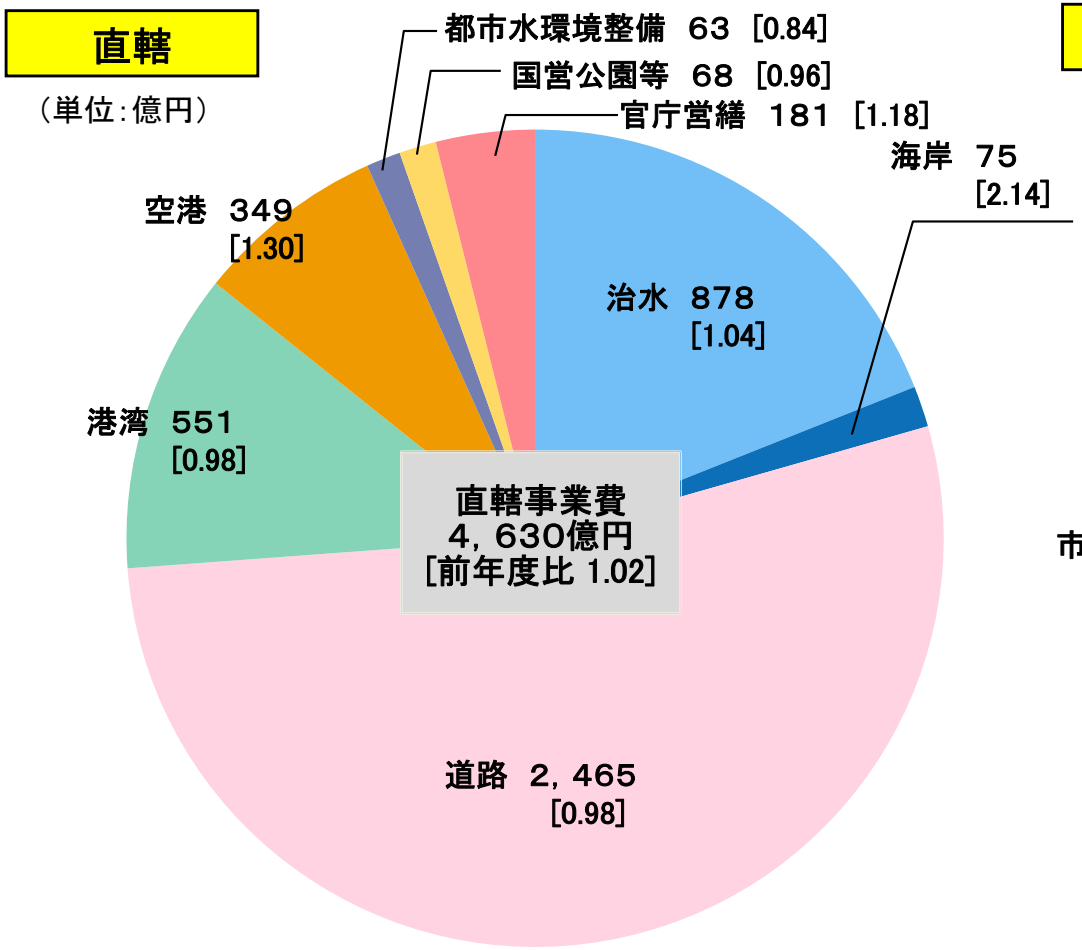

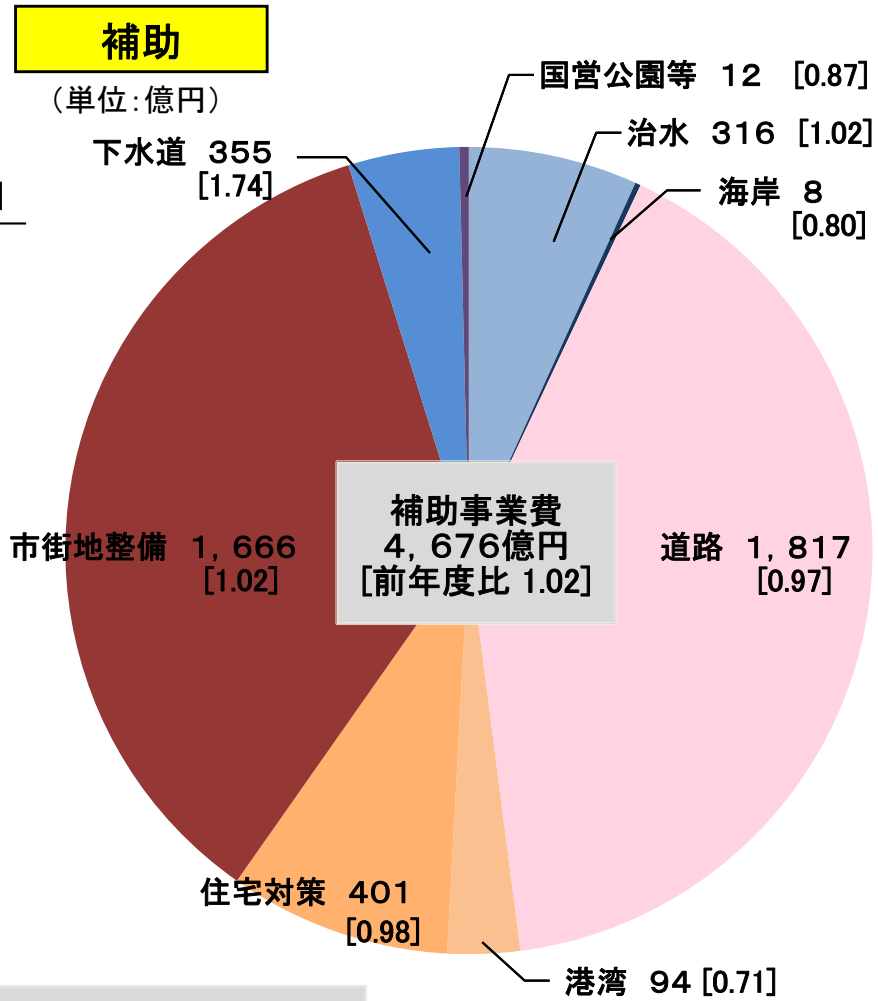

社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，918億円
[前年度比 0.93]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の予算推移

○ 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
○ 令和5年度当初予算は1兆7,224億円（対前年度比0.98）

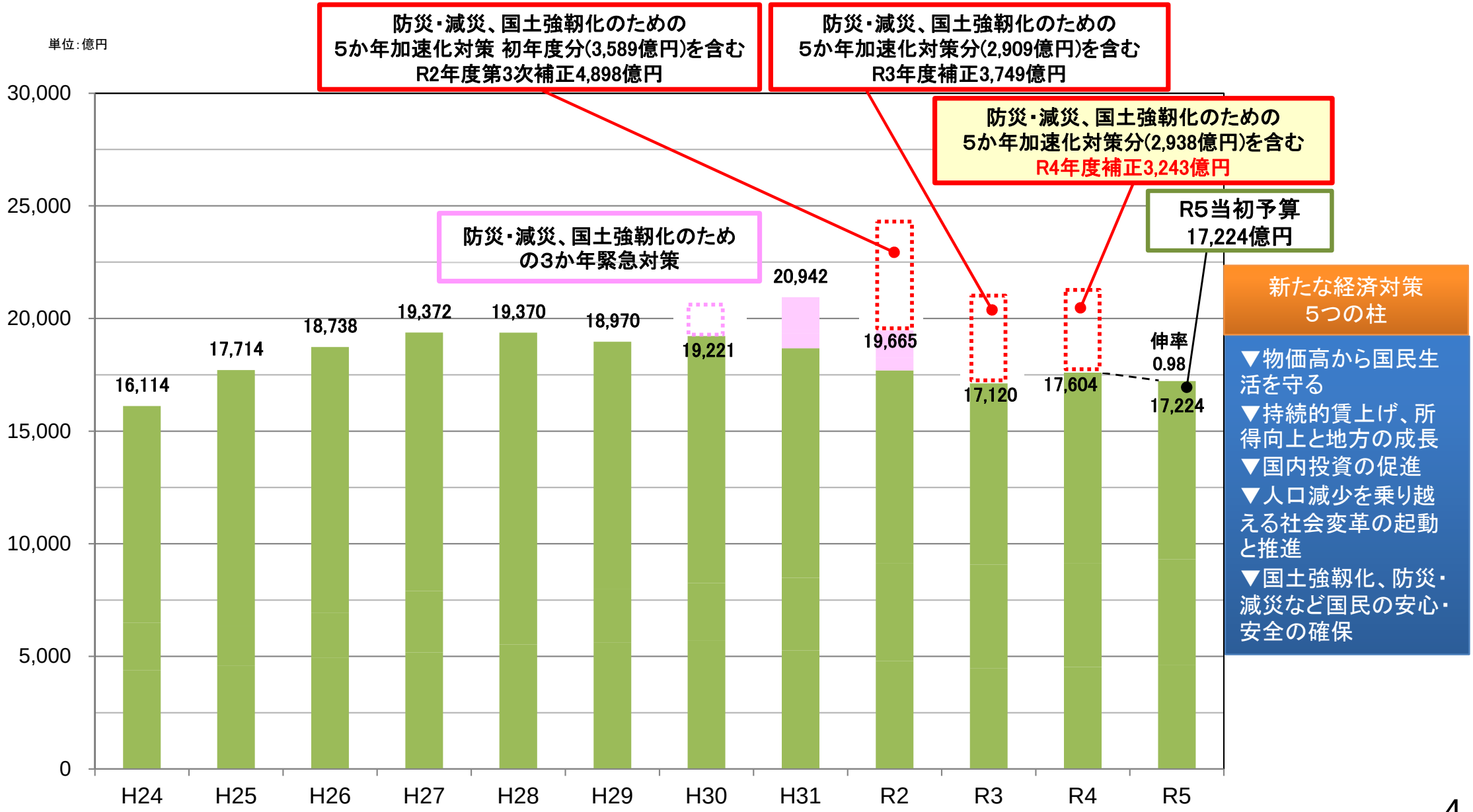

東京都内の主要事業

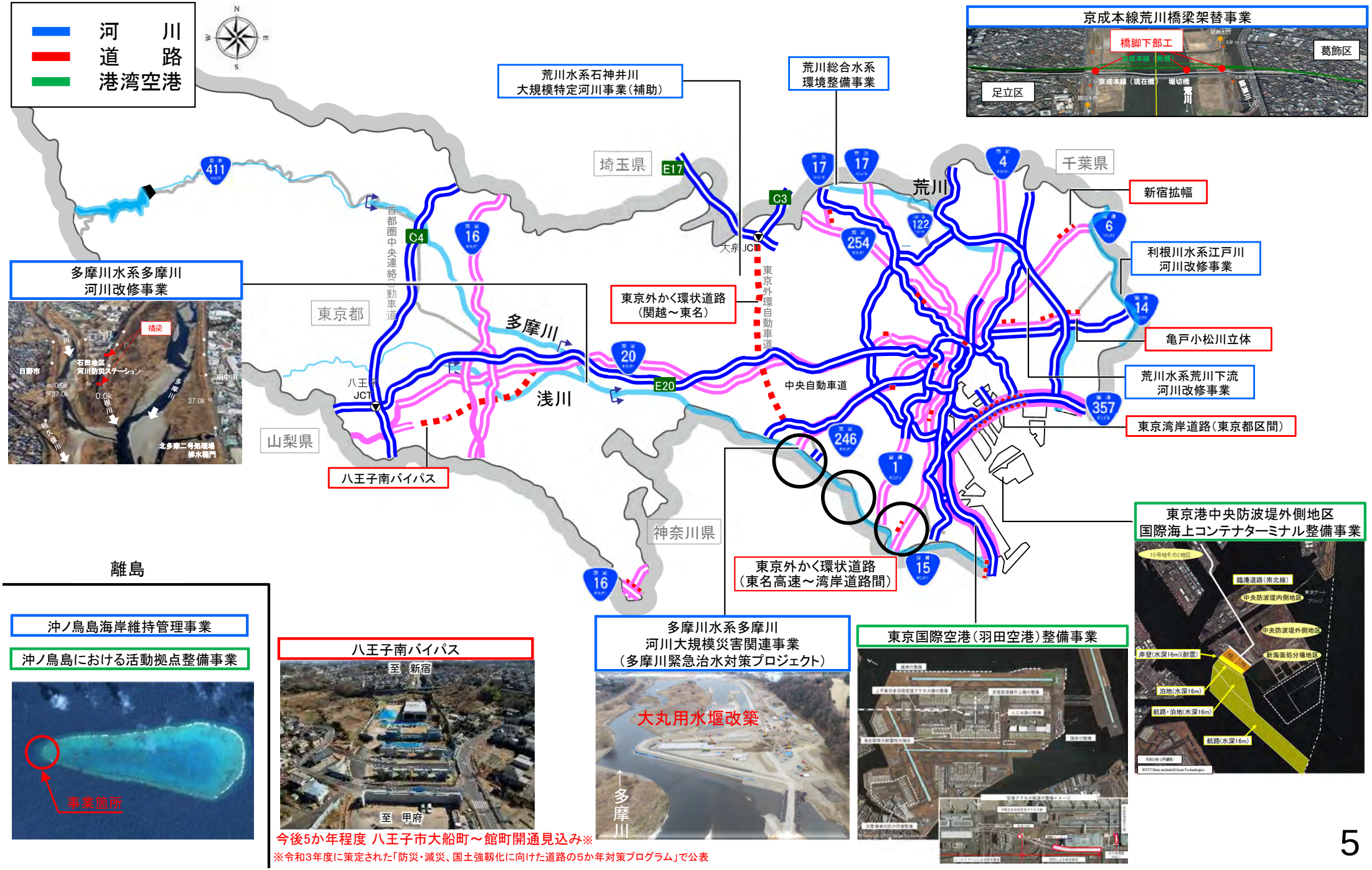

今後5か年程度 八王子市大船町～館町開通見込み※

※令和3年度に策定された「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5か年対策プログラム」で公表

２. 令和5年度　上半期の執行状況について

関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

■円滑な執行に向けた取り組み

〇局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
〇地域の実情に応じた適切な規模での発注
〇不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
〇余裕期間を活用した早期発注
〇一括審査の活用

✔ 令和5年度上半期（9月末まで）の不調・不落率は7．6%と昨年度9．2%に比べ1．6%減少し改善が図られ円滑に執行。

関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善

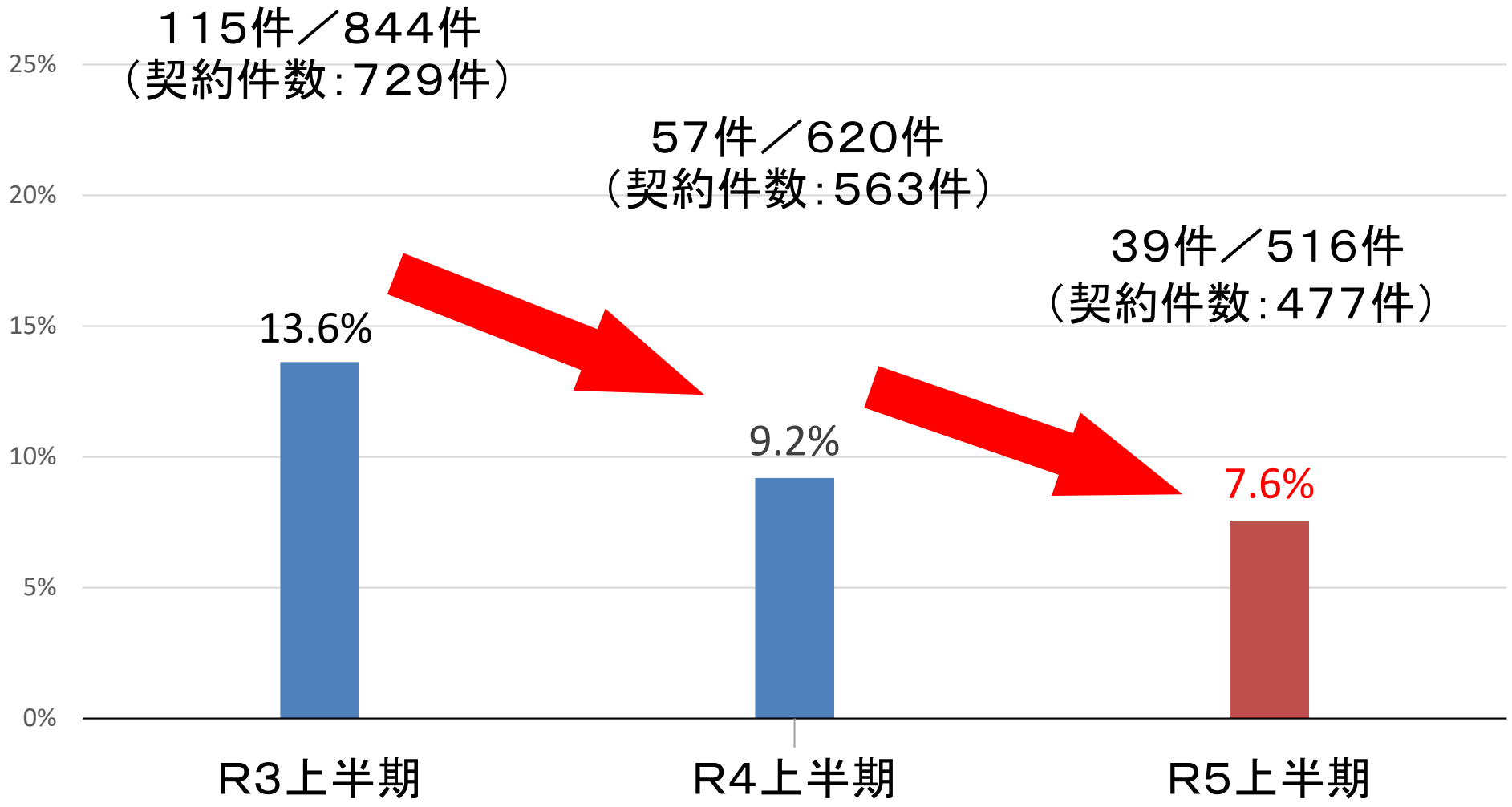

東京都内における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が減少傾向

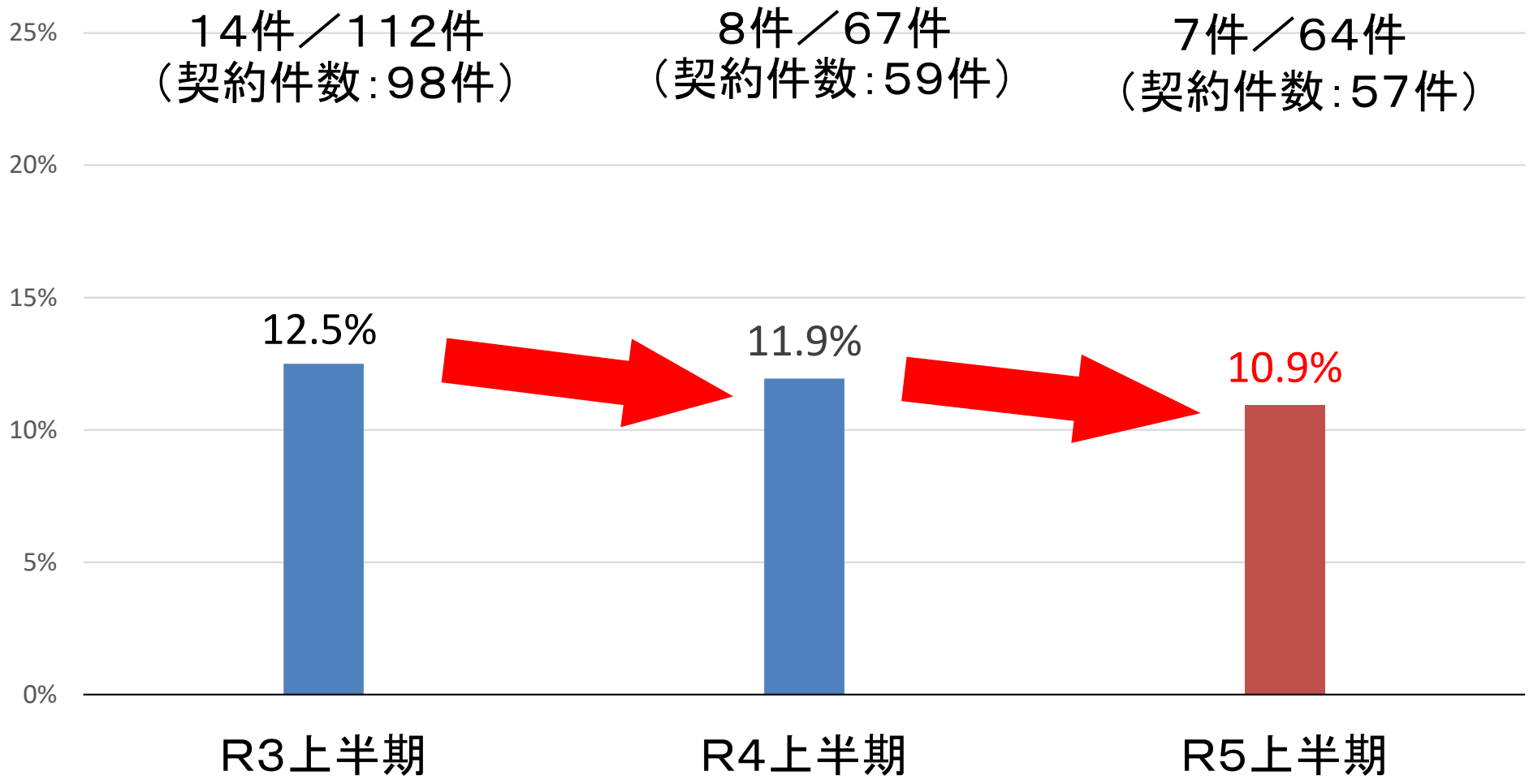

３．働き方改革・担い手確保への取り組み

週休2日対象工事の実施状況

国土交通省

○ 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
○ 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休２日工事の実施状況（直轄）

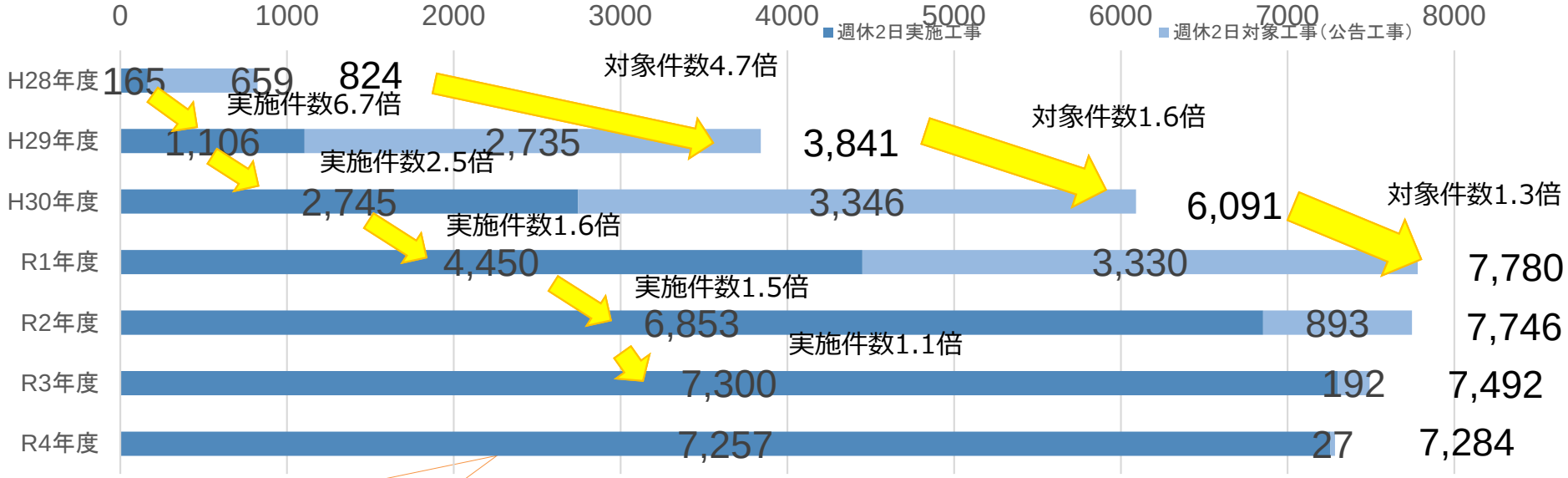

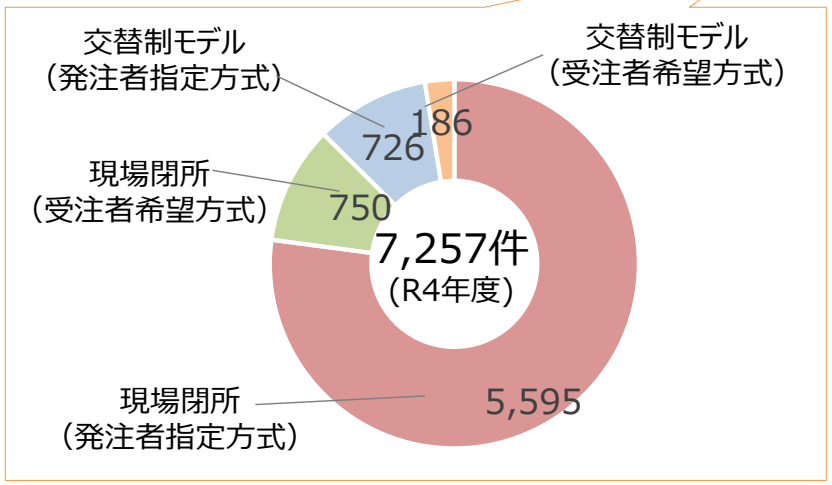

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 （取組件数）	824 （165）	3,841 （1,106）	6,091 （2,745）	7,780 （4,450）	7,746 （6,853）	7,492 （7,300）	7,284 （7,257）
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年３月末時点
※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

国土交通省

○ 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）※関東地整では令和３年度から全ての工事において原則発注者指定方式
週休２日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和５年度までは継続

○ 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和５年度に検討

週休２日工事の発注方針

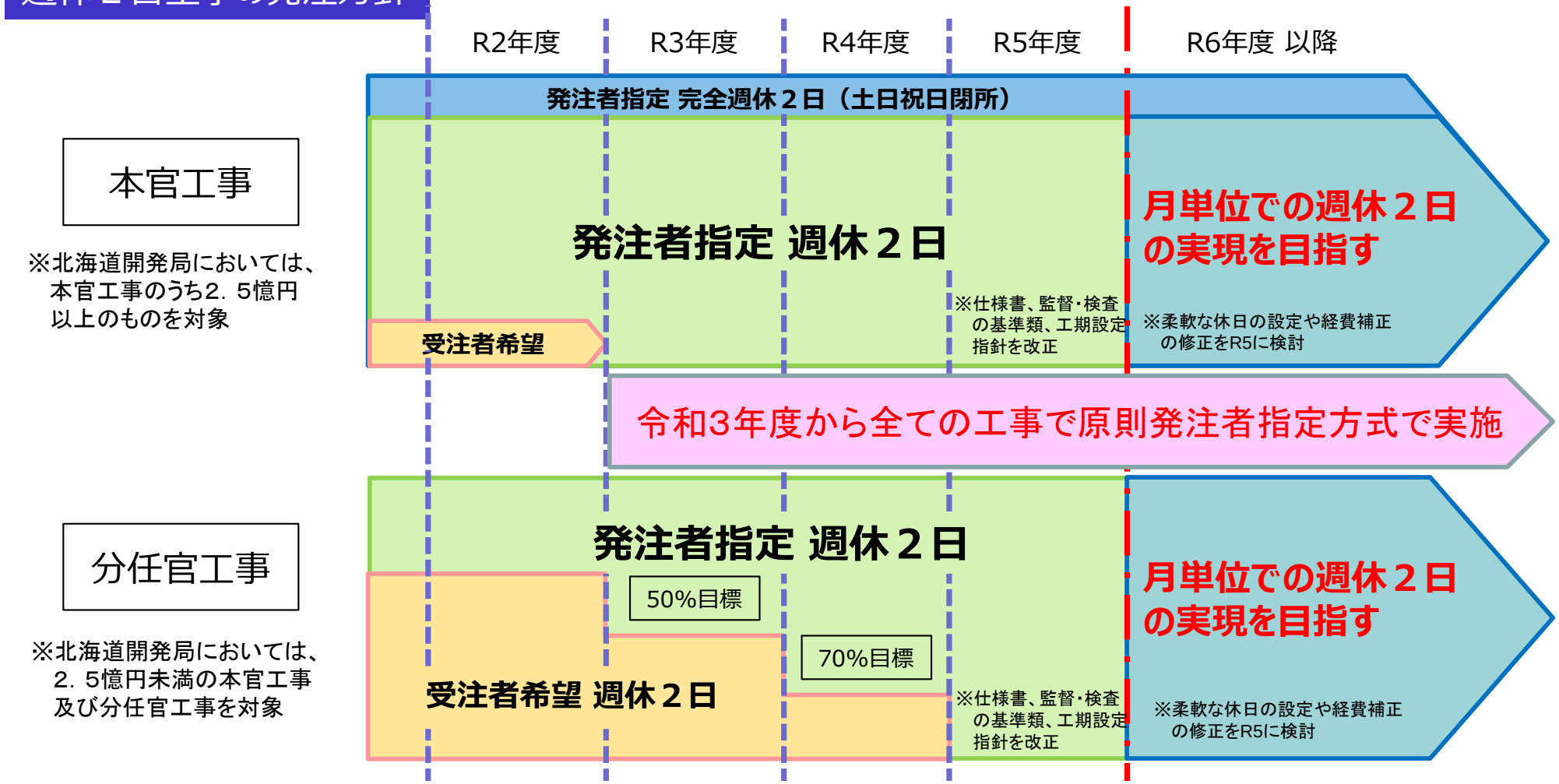

４．土木工事電子書類スリム化ガイド（改定）

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

「土木工事電子書類スリム化ガイド（ver.2.0）」のポイント

■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事（入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事）（港湾空港関係、営繕関係を除く）

・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

✔アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。

✔発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

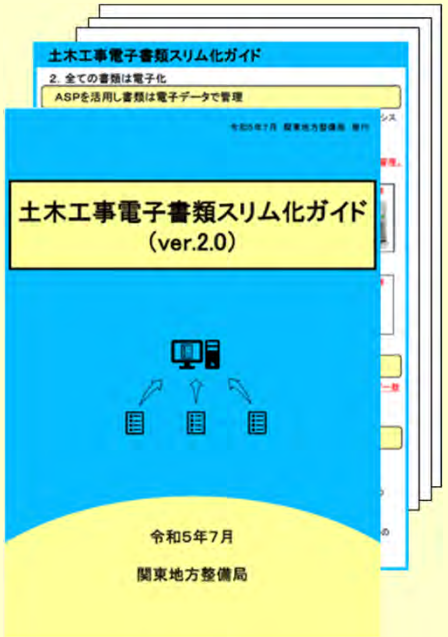

■主なバージョンアップ箇所

✔施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記

✔設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記

✔臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し

✔工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記

✔オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

「検査書類限定型工事」について

国土交通省
関東地方整備局

【目　　的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

検査書類限定型のイメージ

通常検査	検査書類限定型
検査書類	検査書類
約40書類	10書類に限定
	上記の書類以外は、監督職員による施工プロセスのチェックリストにより確認

【対象工事】

令和３年４月１日以降に入札公告を行う全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

※以下の工事については対象外
・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法
   - ・対象工事　：　令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事
   - ・対象者　：　受注者（現場代理人又は監理技術者）、発注者の監督職員、技術検査官
   - ・アンケート方法　：　令和4年5月25日～6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

受注者（現場代理人又は監理技術者）

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準備作業は軽減しましたか。】

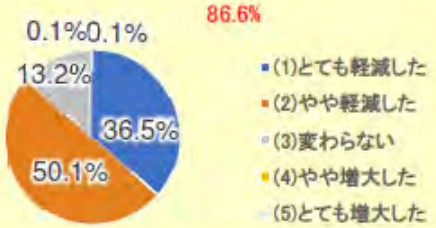

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

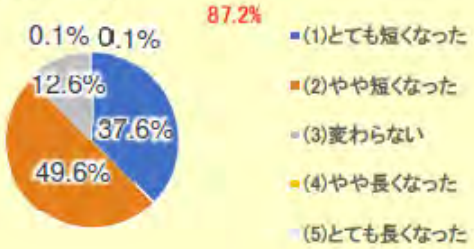

■主な意見

- 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅に削減された。
- 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要でどうしても残業が生じていたが、現在はASP（情報共有システム）にある電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組みである。
- 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた確認作業は軽減しましたか。】

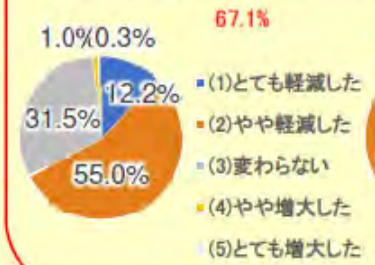

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

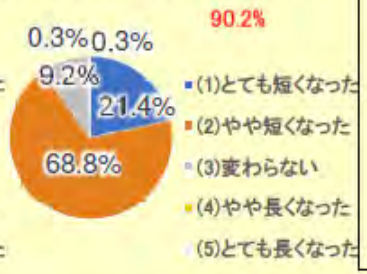

■主な意見

- 施工業者は受検に向けた作業は軽減したと感じます。
- 技術検査官は工事検査書類が限定されたため出張所での施工プロセスチェックの正確性が求められると感じます。

技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】

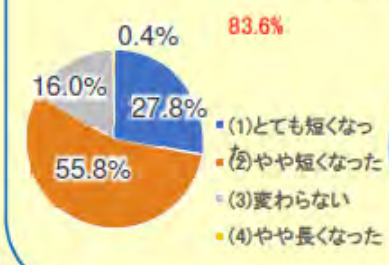

【従来の書面検査と比較して、施工管理、出来形、品質は確認できましたか。】

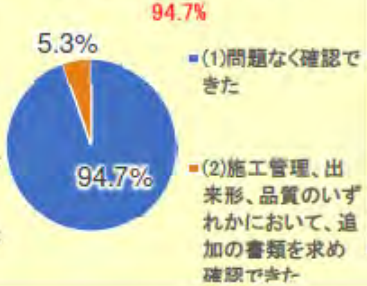

■主な意見

- 検査官としても書類検査に係る時間が短縮されるため、現地検査を重点的に行う事が出来た。
- 発注者・受注者に両方にメリットのある取り組みだと思う。

５．インフラ分野のDX 推進について

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場

関東地方整備局

～インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

〈 令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針 〉

● **令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。**

・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。

・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。
なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。

● 発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待

■ 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「web会議システム（teams、zoom等）」等を利用。

■ 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

〈 実施件数 〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事（35事務所）（令和5年3月末時点）

令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事（36事務所）（令和4年3月末時点）

令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事（31事務所）（令和3年3月末時点）

配信システムに関する仕様

項　目		仕　様
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80,443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Internet Exploer11(R4.6まで)Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

〈 成果 〉

・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
・施工者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会いが実施可能となった
・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった

⇒ **受発注者ともに人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与**

現場での受注者による撮影状況

リモート（遠隔）で監督を実施

執務室での監督職員による確認状況

リアルタイムで映像を確認

▲ 令和4年2月17日　久慈川緊急治水対策河川事務所の工事

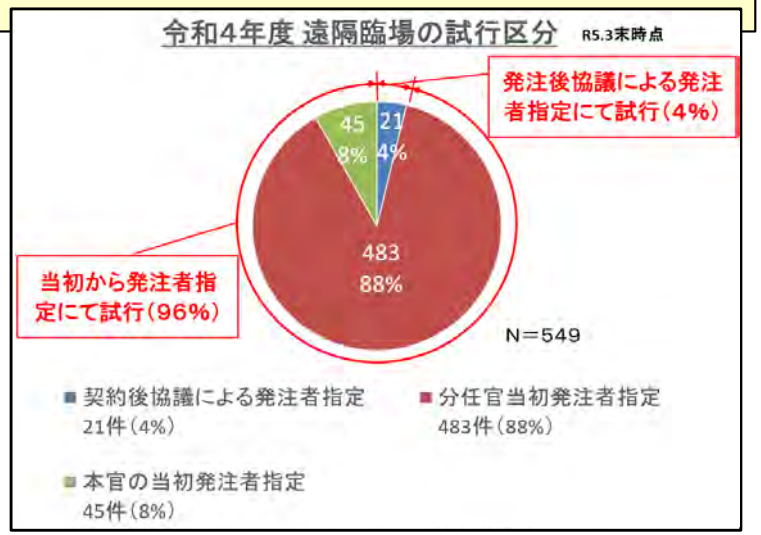

令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場　取組事例集（関東地方整備局版）」を公表

【本事例集の内容及び主な特徴】
- **５０事例を掲載**･･･通信環境の改善（13事例）、効率的な計測（17事例）、安全管理（9事例）、視認性の向上（6事例）、その他（5事例）
- 工夫を実施した事例は、土木工事の他、**機械工事、電気設備工事も掲載。**
- 遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、**「その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋がる先進的で画期的な活用事例も掲載。**

通信環境の改善（衛星通信による通信環境改善）

土木工事　トップ　目次

〈実施内容〉

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
・Starlink（衛星Wifi）を用いて、通信の途切れを軽減させた。 ・音声が聞こえづらい、発信しても届きが悪いなどの観点についてBONX（Bluetooth型イヤホン）を使用し、鮮明に通話を可能にした。 ・通信時の手ブレにより、画面酔いしてしまうのに対し、DJIハンドカメラバーを使用し手振れを軽減させた。	・段階確認 既製杭打設施工開始時（試験杭） 打設状況・使用材料確認 鋼矢板打設完了時（打設高） 地盤改良施工開始時（試験施工） 改良状況・使用材料確認	「記録」 ・SiteLiveスクリーンショット機能 「配信」 ・starlink（衛星Wifi） DJIハンドカメラバー BONXイヤホン

〈工事概要〉 R4荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事

工期	R4.12.01～R8.03.31
実施期間	R4.12.01～R8.03.31
工事内容（主工種）	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節張、As舗装工、土砂受入工、水門（既製杭工、コンクリート工、遮水・止水矢板工、護岸工）
事務所	荒川調節池工事事務所
受注者	飛島建設（株）

【立会状況（現場側）】

【製品名：DJIハンドカメラバー・BONX】

〈現場の声〉

●施工者（受注者）
〈効果〉
・音声の送受信はとても良好だった
・衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

〈今後改善を要する点〉
・立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける仕様にしたい→要検討
・ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全

【立会状況（監督側）】

【製品名：starlink（衛星Wifi）】

●監督職員（発注者）
〈効果〉
・移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

〈今後改善を要する点〉
・当工事も通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生したため、通信環境の改善が必要。
・測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。

NO.2

課題類型の記載及び課題類型ごとに工夫点を整理

・活用した機器
・遠隔臨場した確認事項を具体的に記載

・施工者（受注者）や監督職員（発注者）が活用して感じた「効果」や「今後改善を要する点」など、現場からの生の声を掲載。

・現場でどのように遠隔臨場を活用したか、状況の分かる写真を厳選して掲載。
・「遠隔臨場の初心者」でも分かりやすい事例集としている。

※「建設現場における遠隔臨場取組事例集（関東地方整備局版）」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html

令和5年度BIM/CIM原則適用の概要

活用目的（事業上の必要性）に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

・ 出来あがり全体イメージの確認
・ 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が３次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が３次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「３次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が１個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

対象とする範囲

◎：義務　○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
３次元モデルの活用	義務項目	－	－	－	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

積算とインセンティブ

- ３次元モデル作成費用については見積により計上（これまでと同様）
- 推奨項目における３次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の説明を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

3次元モデルの活用（義務項目）

特定部の定義

各工種共通	（異なる線形） ・　2本以上の線形がある部分 （立体交差） ・　立体交差の部分 （障害物） ・　埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 ・　既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工（クレーン等の旋回範囲内に障害物）が想定される部分 （排水勾配） ・　既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・　既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 （既設との接続） ・　既設構造物等との接続を伴う部分 （工種間の連携） ・　土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	（高低差） ・　概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	（支点周辺） ・　上部工と下部工の接続部分

橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認

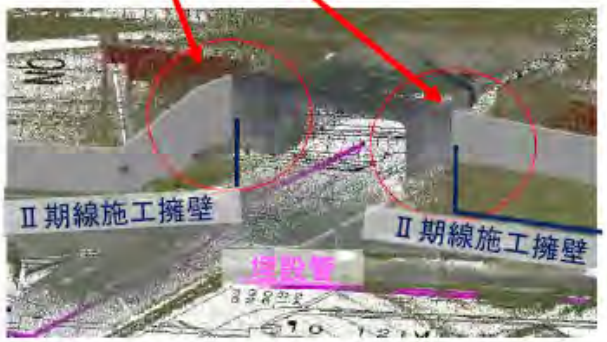

3次元モデル活用時の留意点

- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。（既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。）

3次元モデルの活用（推奨項目）

国土交通省

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

3次元モデルの活用　推奨項目　例

※先進的な取組をしている事業を通じて、
3次元モデルのさらなる活用方策を検討

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例：官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工

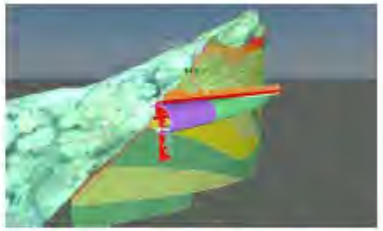
トンネルと地質の位置確認

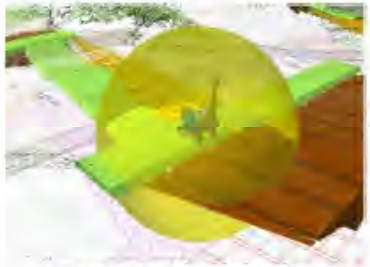
重機の施工範囲確認
※地形は点群取得

供用開始順の検討

掘削作業時にARと比較

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

（記載例） ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1○○詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1○○詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28○○地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2○○河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、最新の情報を明確にする。
- 業務成果が古い場合、修正（変更、追加）が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、検討経緯、資料の新旧等に留意して説明する。

（参考）電子納品保管管理システムの利用（R4.11から受注者利用開始）

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

これまで

- CD等による受け渡し
  - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
  - 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも

これから

- インターネットによる受け渡し
  - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
  - 受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ

６．　首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

（対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

首都圏広域地方計画
(首都圏広域地方計画協議会)

＜現状と課題＞

【３つの危機】
- ○巨大自然災害
- ○国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー・食料確保
- ○人口減少・高齢化、人手不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】
- ○中枢機能、ゲートウェイ機能
- ○人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術）の集積
- ○大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな自然環境が大都市に近接
- ○充実した鉄道等の交通ネットワーク

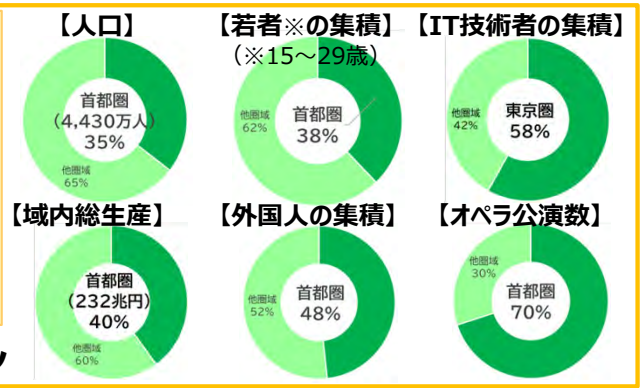

【コロナ禍を経た変化】○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し

＜将来像＞

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルの空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

＜目標＞

Ⅰ．危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル

危機：(1)巨大災害リスクへの対応　(2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応　(3)人口減少・高齢化リスクへの対応

【首都圏のリニューアル】

①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新　②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」

③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換

Ⅱ．首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

＜戦略的視点＞ 1)デジタルの活用とリアルとの融合　2)人間の仕事の尊重、次世代の育成　3)課題を解決するグリーン　4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝　5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像（しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出）を実現　国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

７．総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会

WLB推進企業への加点措置　関係法令等

国土交通省

○ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**（平成27年法律第64号）　（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　略

○ **女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針**

（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）　（抜粋）

第２　公共調達

１．ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

（１）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

（２）実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。　（以下略）

国土交通省におけるこれまでの取組

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を全面的に実施。

○評価方法（段階的選抜方式において評価）

通常

企業の実績・成績等　　技術者の実績・成績等

＋

WLB推進企業を加点評価

段階的選抜評価項目	評　価　基　準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

国土交通省

令和5年6月13日　全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料（抜粋）

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

3　公共工事等

▶ 令和３年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は７機関。

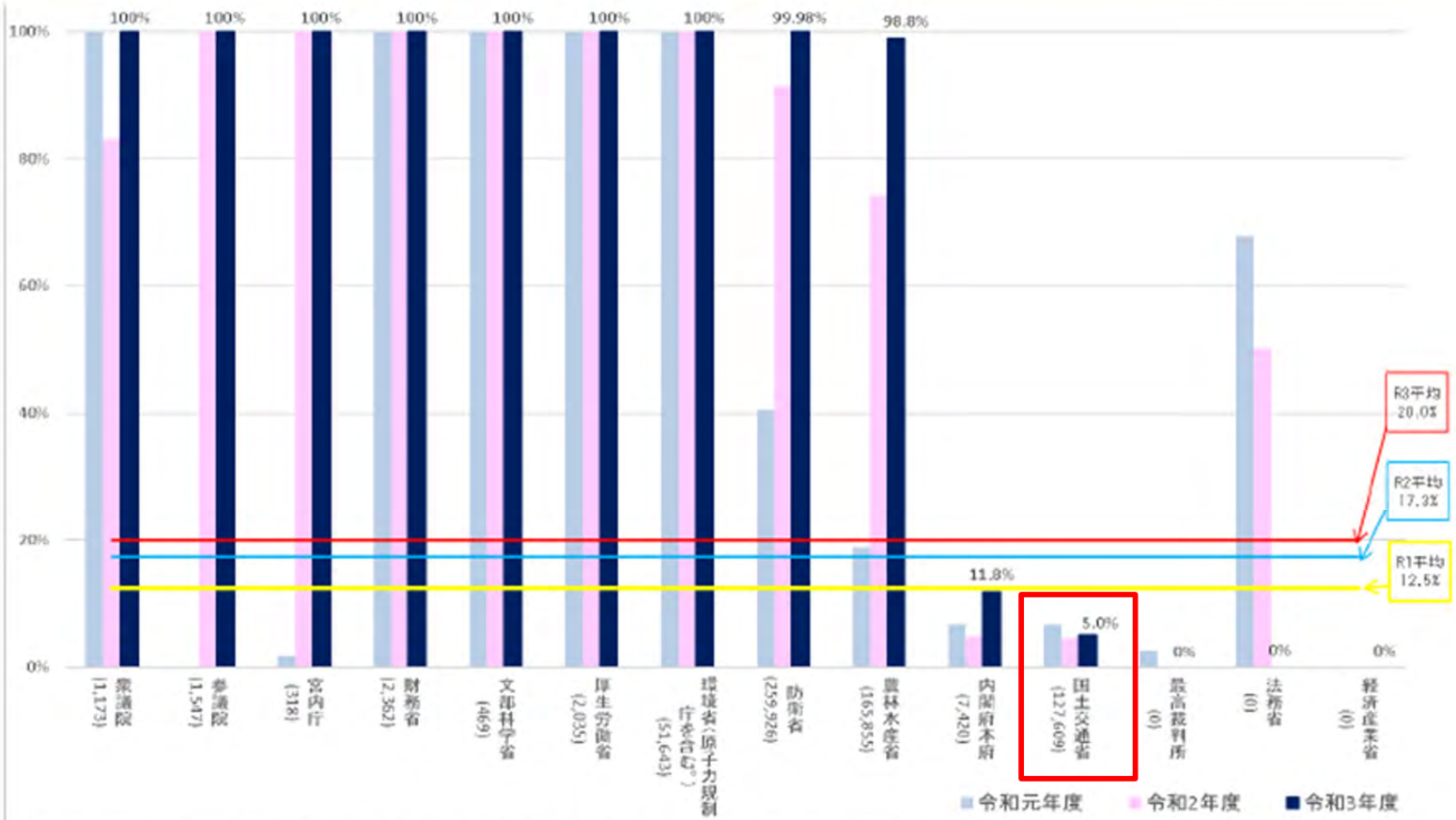

※1　令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。
※2　各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。
※3　経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

国土交通省における今後の取組拡大予定

国土交通省

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等（※）まで拡大する旨、地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

<u>全ての公共工事等</u>（建設コンサルタント業務等を含む）<u>における</u>
<u>総合評価落札方式</u>、企画競争方式（プロポーザル方式を含む）<u>に拡大</u>

令和5年8月通知の内容

国土交通省

国土交通省通知（抜粋）

（1） 対象工事等

一般土木工事Ａ等級・Ｂ等級
建築工事Ａ等級・Ｂ等級
技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

（2） 配点例

		評価基準	配点
企業の能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和４年４月１日以降の基準）・くるみん（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成 29 年３月 31 日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	１点

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第８条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。

※2　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の２の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4　段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

※港湾空港関係は別途通知（予定）

【加点対象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点項目と配点】

企業の能力等

１点を標準

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

○**えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。

○**プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞

➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される**。

プラチナえるぼし	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、**８項目以上**を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） ※実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表する**ことが必要
えるぼし（３段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の**全て**を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。
えるぼし（２段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**３つ又は４つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（１段階目）	● えるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準のうち**１つ又は２つ**の基準を満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表**していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近３事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近３事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。） 又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること （※）正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2.継続就業	○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**7割以上**であること。 （※）期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ**8割以上**であること。 （※）継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者（新規学卒者等に限る。）のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 ・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。	○ 左に掲げる基準のうち、 ・(i)について、**8割以上** ・(ii)について、**9割以上** であること。（その他の基準は同左）
3.労働時間等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	同左

【参考】えるぼし認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値以上**であること。 又は ② 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が８割以上であること。	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの**平均値の1.5倍以上**であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 ① **15%以下**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**15%以上**であること。 (※) 「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近３事業年度の平均した１つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② **40%以上**の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が**正社員に占める女性比率の８割以上**であること。 (※) 正社員に占める女性比率の８割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャリアコース	○ 直近の３事業年度に、大企業については２項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については１項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

（注1）「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。
（注2） 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない（雇用形態が異なる場合を除く。）。

＜その他＞
- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から３年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- 職業安定法施行令第１条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【参考】くるみん認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

令和４年４月１日から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！新しい認定制度もスタートしました！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が１０１人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（１００人以下の企業は努力義務）。
また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和４年４月１日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント１

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　７%以上　→　令和４年４月１日以降：１０%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
１５%以上　→　令和４年４月１日以降：２０%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」（https://ryouritsu.mhlw.go.jp/ p.3 参照）で公表すること、が新たに加わりました。

認定に関する経過措置
①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改正前マークとなります。
②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。
この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

ポイント２

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率　１３%以上　→　令和４年４月１日以降：３０%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
３０%以上　→　令和４年４月１日以降：５０%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の１歳時点在職者割合
５５%以上　→　令和４年４月１日以降：７０%以上

特例認定に関する経過措置
①令和４年４月１日から令和６年３月３１日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。
②令和４年３月３１日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和４年４月１日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置
プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で２年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク

ポイント３

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント４

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました（詳細はp.4 参照）。

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

1

くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん	トライくるみん	新しいくるみん
1．雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。		
2．行動計画の計画期間が、２年以上５年以下であること。		
3．策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。		
4．策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。		
5．次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が７%以上であること。 （２）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて１５%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が１人以上いること。		5．次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が１０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 （２）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて２０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が１人以上いること。
＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。		
①　計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（１歳に満たない子のために利用した場合を除く）		①　計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（１歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
②　計画期間内に、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。		②　計画期間内に、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
③　計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が７%以上であること。		③　計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が１０%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
④　計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。		④　計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（１５歳に達した後の最初の３月３１日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6．計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、７５%以上であること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が７５%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が７５%以上であれば基準を満たす。		6．計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、７５%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ＜労働者数が３００人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が７５%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長３年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が７５%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
7．３歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。		
8．計画期間の終了日の属する事業年度において次の（１）と（２）のいずれも満たしていること。 （１）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月４５時間未満であること。 （２）月平均の法定時間外労働６０時間以上の労働者がいないこと。		
9．次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ①　所定外労働の削減のための措置 ②　年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③　短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置		
10．法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。		

【参考】ユースエール認定制度（厚生労働省WEBサイトから抜粋）

国土交通省

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和５年３月１日現在（期間5年以内）で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050315開若01

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
※3 直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。
※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。
※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。
※6 ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。
※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

2

８．総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置（地方整備局等発注工事）

国土交通省

※北海道開発局、８地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

○令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
○令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

■制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

⇩ 総合評価において、表明者に加点

落札・契約

⇩

【賃上げ目標】
大企業　　：3%
中小企業等：1.5%

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

⇩ 目標未達成の企業については、以降の総合評価において減点措置（1年間）

■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数・者数
対象工事件数（※）	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者（約67%）
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者（約75%）

■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向

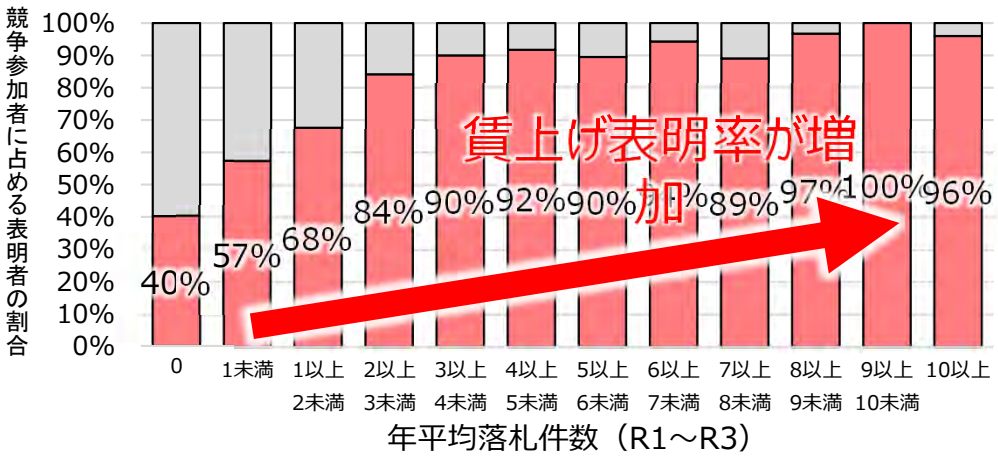

■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向

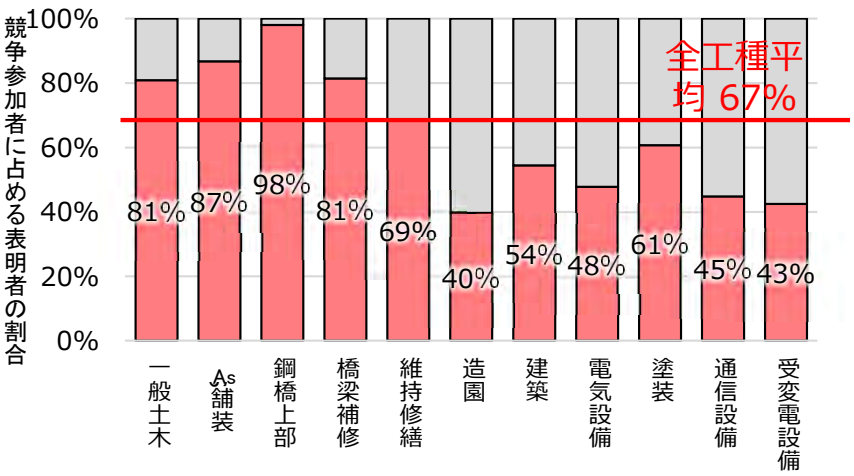

賃上げ実績の評価対象とし得る賃金・社員について

国土交通省

○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象賃金 ＼ 評価対象社員		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態（※）		…
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						
所定内給与	各種手当 （ex.住宅手当、家族手当）								
時間外手当									…
賞与									
⋮		①	②		⋮				

（※）その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① ：社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② ：継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ ：時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ ：継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合
- ⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご留意ください。

各種ご質問に対するQ&Aについて

国土交通省

○寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載（R5.8.16最終更新）

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置　国土交通省Ｑ＆Ａ

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2	②(2)	具体的に、2022年度はボーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額（ボーナス・各種手当含む）を前年度比3%以上アップ。 それに対し、2023年度は基本給（ボーナス・各種手当含まず）のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態として賃上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごとに意図的に変更することにより、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認めらない可能性がありますので、ご留意ください。 一例として、 ・令和３年度から令和４年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額３％賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。 ・令和４年度から令和５年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを３％引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。 等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

建設産業行政の最近の動き

国土交通省関東地方整備局建政部

■ 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（Ｐ２）

■ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ（Ｐ４）

■ CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた
更なる取組強化（Ｐ９）

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R5.9.19）

国土交通省

開催概要

日　　時：令和５年9月19日 13:00～14:00
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
　　全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：令和６年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組　等

- **公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にある**ことなどから、**十分な施工余力があることについて再確認。**
- 前回の意見交換会で申し合わせた**賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。**

【前回（令和５年３月）の申し合わせ】

- 本年は**技能労働者の賃金が概ね５％上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進める**こと
- 建設業の働き方改革に向けて、**全ての関係者が週休２日（４週８閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組む**こと

意見交換会の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小員会中間とりまとめ

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（概要）
～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1.請負契約の透明化による適切なリスク分担

（１）契約における非対称性の解消
①受注者によるリスク情報提供の義務化
・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

（２）価格変動等への対応の契約上での明確化
①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

（３）当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化
①当事者間での誠実協議
・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
②民間事業者への勧告等
・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2.適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

（１）標準労務費の勧告
・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2)受注者における不当に低い請負代金の禁止
・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3)適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置
・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3.魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

（１）適正な工期の確保
①受注者による著しく短い工期の禁止
②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

（２）生産性の向上
①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
②監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる**予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難**であり、**受発注者間で情報の非対称が生じている**。
- ✓ **価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生**。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた**建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶ**おそれがある。

対応の方向性

1）契約における**情報の非対称性の解消**、2）**価格変動等への対応**の**契約上での明確化**、3）**当事者間でのコミュニケーション**を制度的に担保することで、**契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応**を実現

今後のイメージ（建設工事における契約プロセス例）

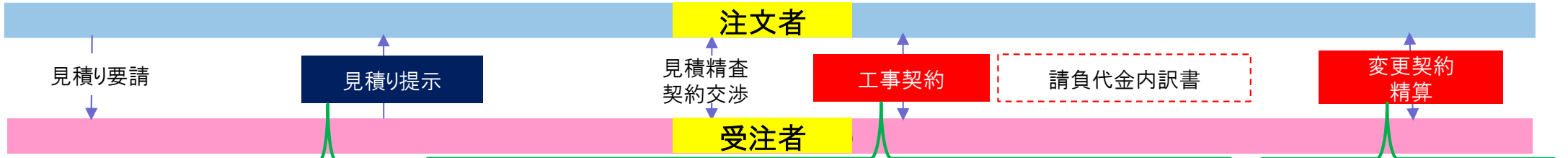

(1)①　受注者によるリスク情報提供の義務化
建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報の受注者からの提供を義務化

(1)②　契約書に予備的経費に関する事項を明記

(1)③　オープンブック・コストプラスフィー方式[注1]の標準請負契約約款の制定

(2)①　民間工事標準約款[注2]の利用促進

(2)②　価格変動に伴う請負代金の変更条項の契約書への明示
法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に、請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかの定め」を置くべきことを明確化

(3)①　当事者間での誠実協議
請負代金や工期に影響を及ぼす事象で当事者の責に帰さないものが生じた場合、受注者・注文者双方が誠実に協議を実施

(3)②　民間事業者への勧告等
- ➢ 法第19条の3（注文者による不当に低い請負代金の禁止）違反への勧告対象に民間事業者を含める
- ➢ 請負契約の締結状況について広く情報を調査・整理した上で、公表。不適切な契約に是正措置を講ずるための組織体制を整備

※　契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

（注1）　工事に係る支出（コスト）を受注者が開示すること（オープンブック方式）で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式（コストプラスフィー方式）。
（注2）　民間建設工事標準請負契約約款。同約款（甲）第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ

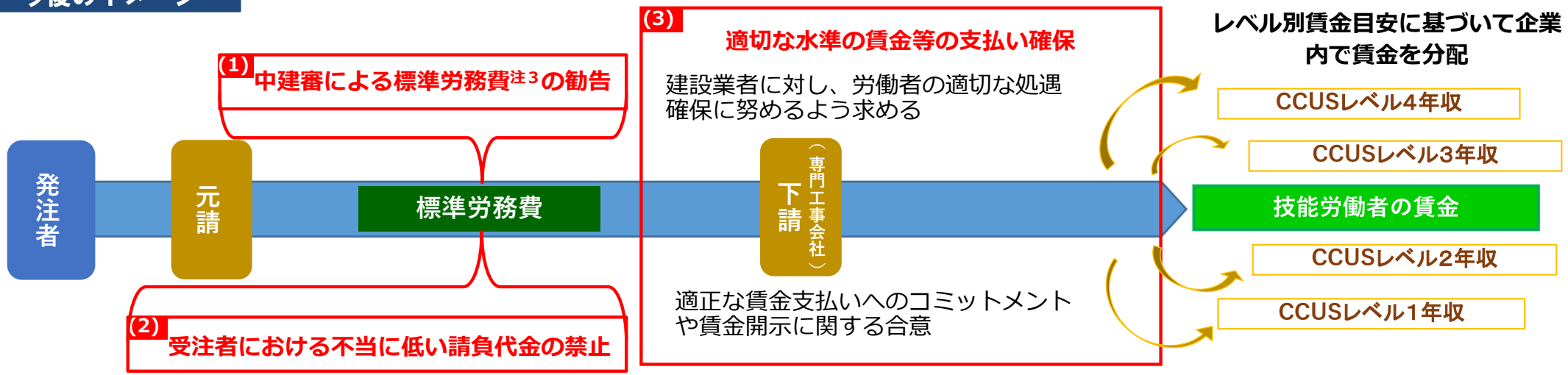

※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

（注3）標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状・課題

- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する情報通信技術の活用が十分に進んでいない。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）

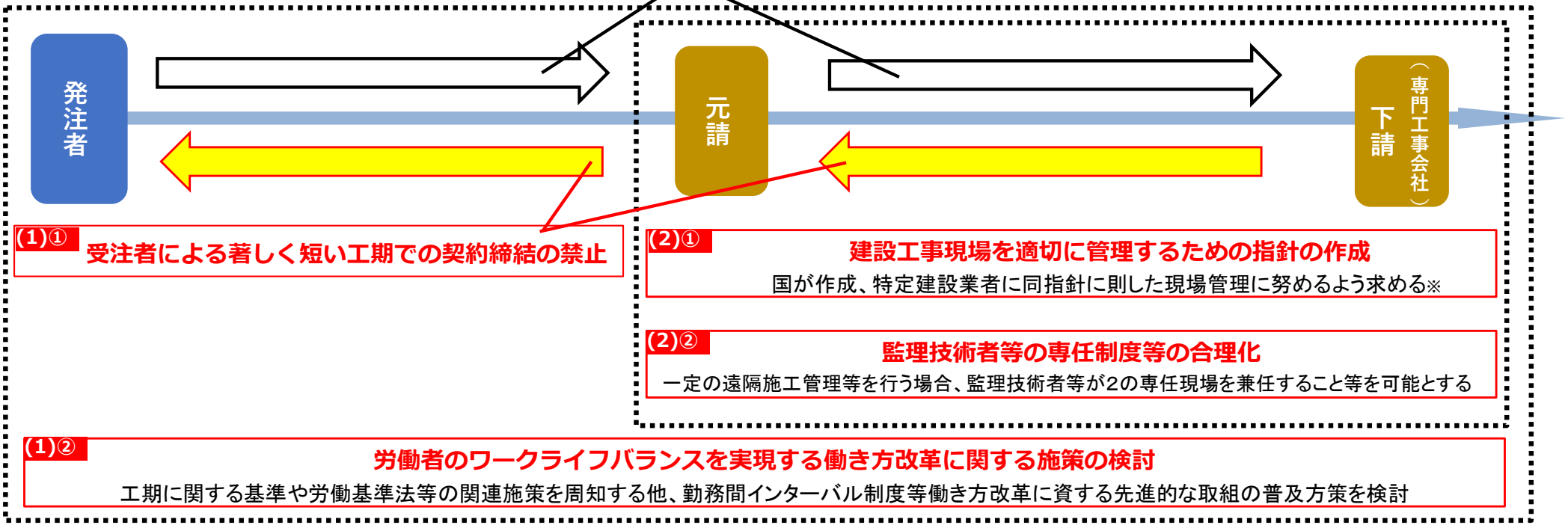

※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

国土交通省

○ 来年４月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和５年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である**建設業振興基金と能力評価の実施について**円滑な連携が図られるよう、推進体制（CCUS能力評価推進協議会）についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を**本年中に提供開始**

◎ **カードリーダーがなくても、iPhoneにより**就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**

◎ CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施（建設業振興基金にて継続）**

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
（相談内容に応じた元請向けの情報提供等の**サポートの実施**、上記のカードリーダーの**無償貸与等を周知）**

【その他の取組】
- ○ カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
- ○ 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

◎評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年４月目途に供用開始**

【その他の取組】
- ○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

◎元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

令和4年度　意見要望への対応状況　関東地方整備局

整備局資料－３

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
新・担い手３法	改正品確法運用指針	発注者協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。（日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川） ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。（日建連、PC建協、栃木、神奈川）	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者（地公体）へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信（R5.9月末時点）】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標（全国統一指標）について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。（日建連） ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。（日建連） ・「完全週休2日制（土日）モデル工事」の試行を実施。	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事（WTO対象）において、現場の休み（現場閉所）を土日に定める「完全週休2日制（土日）モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施。	
		積　算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。（橋建協、千葉、長野） ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。（神奈川）	・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化（朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映）	
		工期設定／工程管理	・適切な工期の設定。（日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川） ・設定した工期の前提条件の明示。（日建連、橋建協、道建協） ・工事工程の共同管理の徹底。（日建連、道建協、埼玉）	・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合（クロスチェック）を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月からの建設業時間外規制	・時間外労働と休日労働の適用除外に関して、除雪や大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。（橋建協、道建協、栃木、東京、長野）	・早期発注、国債制度、翌債（繰越）制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。（日建連） ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。（東京） ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。（群馬） ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。（道建協、PC建協） ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。（東京、群馬）	・R2年度より原則全ての一般土木工事（WTO対象工事）において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事（Cランク）を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事（Cランク）において、R4.1から「CCUS活用工事（受注者希望方式）」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事（受注者希望方式）については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。（日建連）	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事（WTO対象）において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction（建設生産性の向上）	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。（日建連、道建協） ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。（PC建協、橋建協） ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工（橋梁上部・基礎工）」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場（床堀工・小規模土工など）への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き（案）」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」を発出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。（道建協） ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。（栃木） ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。（群馬、東京）	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction（建設生産性の向上）	規格の標準化		・プレキャスト工法の標準化。（日建連、PC建協） ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。（日建連） ・PRISMの取組みの継続と拡大。（日建連）	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM／CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。（日建連、PC建協） ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。（栃木、埼玉）	・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針（R5.3）」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた（96件→184件）。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。	
入　札 契　約	入札契約制度		・手続きの負担軽減（手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など）。（日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京）	・主任（監理）技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す（H30一部見直し）とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注方式		・一括審査方式のさらなる活用の拡大。（日建連、橋建協） ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。（PC建協） ・ECI方式のさらなる活用の拡大。（日建連） ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。（埼玉、神奈川）	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式（ECI方式）は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型（Ⅰ、Ⅱ）の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し（「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し） ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用し発注	
設　計 積　算	事前調整 事前準備 条件明示		・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。（橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木） ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。（山梨） ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。（神奈川）	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き（案）」（R1.9改定）を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き（案）」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。	
	予定価	労務単価 市場単価	・設計労務単価の増額。（橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川） ・実勢価格を把握される調査回数の増加。（既製杭工）（茨城）	・労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種（全国）単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 ・R5年度は主要12職種（全国）単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。	
		低入札価格 調査基準	・低入札価格調査基準の引き上げ。（道建協、神奈川） ・最低制限価格における一般管理費の算定率（5.5/10）の引き上げ。（埼玉）	・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。（一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68）	
	設計変更		・適時適切な契約変更。（日建連） ・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。（道建協） ・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。（道建協）	・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 ・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	書類の簡素化		・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。	
	監督・検査		・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) ・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。	
	遠隔臨場		・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元受注		・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。（栃木、埼玉、千葉、神奈川） ・地元企業が参加しやすい規模での発注。（神奈川）	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。	
	災害関係		・災害活動に係る補償。（神奈川） ・建設工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改善。（神奈川、長野）	・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請（契約）した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
１．国土強靭化の推進	激甚化・頻発化する気象災害や切迫する地震災害から国民の生命・財産と地域経済を守るためには、防災・減災対策は最優先かつ喫緊の課題であり、社会資本整備を着実に推進するためにも十分な予算を確保していただきたい。 特に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」については、計画的かつ着実に実施されるよう、当初予算における別枠での必要額を確保するとともに、施工時期・工期設定などに配慮した適切な発注をお願いしたい。 また、先般成立した改正国土強靭化基本法に基づき、「国土強靭化実施中期計画」が策定されることとなったが、同計画を早期に策定し、計画期間、実施すべき施策の内容及び目標を明らかにするとともに、国土強靭化を着実に推進するための財政措置を講じていただきたい。 地域の建設業は、社会資本整備の担い手とあると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を担う「地域の守り手」として重要な存在です。こうした中、６月１６日に閣議決定された骨太の方針２０２３では、 〇「国土強靭化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保するとともに５か年加速化対策等の取組を推進すること 〇中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進め、資材価格の高騰の状況を注視しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で今後も必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めることされました。 今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。 また、国土強靭化実施中期計画については、国土強靭化推進会議等の意見を踏まえ策定されるものと認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。	
２．働き方改革の推進	建設工事における働き方改革を実現するためには、受発注者が相互理解のうえで更なる改善に取り組む必要がある。特に、2024年4月の罰則付き時間外労働の上限規制への対応するためには「長時間労働の削減」「週休2日の実現」は急務なことから、次の事項についてお願いしたい。 （1）適正な工期設定 関東地方整備局では適正な工期の確保に向けて、工事工程表の開示やクリティカルパスなどの共有に取組んでいるが、工期設定が不十分な現場も多くある。 とりわけ、出水期の施工が制限される河川内工事において工期が厳しいとの意見が多いことから、出水期を避けた工期での発注や出水期での制限工種についての見直しに配慮していただきたい。 そのうえで、全ての所掌工事において週休2日が実現できるよう適正な工期での発注を継続していただくとともに、民間工事においても適正な工期で発注されるよう、民間発注者に対し強く働きかけていただきたい。 （2）円滑な施工の確保 工事着手前に必要な関係機関協議の未了や設計図書の不備等により、工事に着手できず、本来不要な手続き等により時間外労働が発生することがある。 関係機関との協議等が完了した設計書通りの施工条件での発注の徹底をお願いするとともに、受注者の責によらない条件変更が生じた場合には工期延伸等適切に対応していただきたい。 （3）更なる書類の削減・簡素化 関東地方整備局では、「土木工事電子書類作成マニュアル及びスリム化ガイド」などにより、工事書類の簡素化に取り組んでいるが、更なる書類の削減を求める声が多くある。とりわけ、設計変更に伴う書類について、削減を求める声が多い。 長時間労働の是正のためには、書類の削減・簡素化は不可欠のため、マニュアルの運用を徹底していただくとともに、更なる削減・簡素化を推し進めていただきたい。 （4）週休2日実施に伴う必要経費の引き上げ 建設業が働き方改革を実現し中長期的な担い手を確保するためには、週休2日と適正な賃金の確保が不可欠である。現行の週休2日の実施に伴う補正係数では対応が困難なため、適切な経費を計上していただきたい。	

令和５年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
	関東地方整備局では、２０２４年４月から適用される時間外労働の上限規制を踏まえ、令和５年度より新たに猛暑日日数を考慮した工期設定を行うとともに、発注時には概略工事工程表の提示、工事着手前に設計審査会によりクリテイカルパスの共有や工程のクロスチェック、現場条件の確認を行うなど、実情に則した適切な工期の確保に努めているところです。 河川内工事については、非出水期に施工することが原則ですが、施工時期の平準化等を目的として、出水期に施工が行える工種を段階的に緩和してきております。出水期施工の工種の見直しについては、河川の整備状況や気候変動による短時間強雨の発生の増加など踏まえ、慎重な判断が必要なことをご理解下さい。 なお、受注者の責によらず、やむを得ない事由により出水期にずれ込むような事が見込まれる時は、協議の上、設計審査会を通じ適切に対応してまいります。 週休2日が実現できるよう適正な工期設定を行い、引き続き、全ての工事で発注者指定による週休2日制適用工事に取り組んでまいります。 工事発注にあたっては、関係機関との協議等を済ませ施工環境を整えた工事発注に努めてまいります。なお、やむを得ず公告前に完了しない場合は、地元や関係機関の協議調整状況を条件明示するとともに、入札公告の際に「工事工程表の開示」を実施し、関係機関との調整状況も記載した工程表を示し適正工期を確保してまいります。 また、受注者の責に帰すことができない事由や現場条件等によって設計変更が必要となった場合は、設計変更ガイドライン等を活用して適切に設計変更を行ってまいります。 直轄土木工事においては、これまで週休２日を確保した工事において、実態調査に基づき、労務費、機械経費、間接経費（共通仮設費、現場管理費）の補正を行っています。 今後は、令和６年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、月単位で週休２日を実現できるよう取組の推進が必要であり、今年度、現行の週休２日補正に代わる新たな積算方法について検討しているところです。 引き続き、週休２日適用工事における必要な経費の実態を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願い致します。 建設業における２０２４年問題に向けた働き方改革の取組を推進する観点から、関東地方整備局では書類作成の負担軽減の取り組みとして、「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」（以下、「本マニュアル」）について、令和5年7月28日に、アンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、より分かりやすいものにバージョンアップしております。 引き続き、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、書類の簡素化の取組が推進されるよう努めてまいります。 関東地方整備局では、民間発注者に対して、昨今の建設業界における種々の課題を説明し理解を得るよう努めるとともに、工期に関する基準や著しく短い工期の禁止の趣旨を踏まえて、適正な工期設定を行うよう、民間発注者に対するモニタリング調査など、様々な機会を通じて発注者及び建設企業などの工事関係者へ周知啓発を図っています。 さらに、今年度は関東管内の各都県の労働局や労働基準監督署と連携して、労働時間削減推進協議会や労働時間に関する説明会において、適正な工期設定となるよう、受発注者間でしっかりと協議をしていただくことを、建設企業をはじめとする工事関係者に呼びかけています。 併せて、工事の注文者が著しく短い工期の禁止に違反するような事案があった場合は、各整備局に設置している駆け込みホットライン等で違反疑義情報を受け付けていることも周知しています。 引き続き、関係機関と連携しながら、発注者及び建設企業に対して、必要な周知啓発に努めてまいります。	

令和５年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
３．生産性向上・ＤＸの推進	（1）プレキャスト工法の活用拡大 プレキャスト工法は、工期の短縮や省人化、安全化の効果が高く、建設現場の生産性向上に寄与するものであるが、設計段階で採用されていないものも多く、変更協議で認めてもらえないこともある。 工期短縮等の生産性向上にはプレキャスト工法の採用は不可欠であることから、当初設計での採用をお願いしたい。 （2）建設ＤＸの推進 国土交通省では、今年度から直轄工事においてBIM/CIMの活用が原則適用されているが、2次元図面と整合性のある3次元データの提供をお願いしたい。 また、BIM/CIMやICT施工へ対応するにあたり、人材の育成と設備の導入・運営費用が課題となっている。建設現場におけるDXの推進に向けて、費用負担の助成、技術者の養成や技能訓練を実施する際の賃金や経費の助成等、制度の整備を図っていただきたい。 令和４年８月に各事務(管理)所へ、各々の現場条件等を考慮した比較検討を行い、総合的に判断したうえで、特殊車両により運搬可能な規格のコンクリート構造物について、原則プレキャスト化とし、生産性向上に取り組むよう改めて周知しました。 プレキャスト化の促進は、建設現場での「省人化・省力化」や「工期短縮」、「安全性の向上」、「働き方改革への寄与」、「環境負荷低減」などが期待されることから、さらなる検討を進めているところです。 特に、非出水期施工を原則としている河川工事においては、プレキャストの活用は有効な手段と認識しており、樋管のプレキャスト化を進めて行くうえで、今後は寸法の規格化（内空寸法を50cm単位等）の検討を進めて行く予定でいます。 なお、受注後に明示された条件と現場に相違があった場合や工期短縮の必要性が生じた場合などにおいて、プレキャストの採用が有効である場合などは適切に対応してまいりたい。 BIM/CIMについては今年度から原則適用となり、全ての詳細設計においてBIM/CIMを活用することとなっています。設計成果については発注者としてしっかりと確認し納品してもらうと共に、工事契約後には速やかなDSに取り組んで参ります。 建設現場のDXの推進に向けて、現時点では、ICT施工の導入に関する税制・融資制度、ものづくり補助金、IT導入補助金など様々な制度がありますので、ご活用頂ければと思っております。詳しくは中小企業庁へお問い合わせください。 また、関東DX・i-Construction 人材育成センターにおいて関東地方整備局では、ICT人材育成を目的に、民間技術者向けの研修を定期的に開催しておりますので、是非ご参加頂ければと思っております。	

令和５年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
４．高騰する建設資材価格への対応	昨年来続く燃料・資材価格の高騰の影響は大変深刻であり、建設業の健全な経営を維持することが困難となっている。国土交通省では、取引価格を反映した適正な請負代金の設定に向け各種取組んでいるが、未だに実勢価格と乖離した予定価格となっていることが多い。見積活用方式のような直近の実勢価格を反映できる施策の採用により、より適切な予定価格にするとともに、契約後のスライド条項の適切な運用、申請手続きの迅速化、簡素化等をお願いしたい。 また、スライド条項については、受注者負担の軽減のため、受注者が負担すべき割合の見直し等運用の改善をお願いしたい。 さらに、民間工事においても受注者からの協議の申し入れに対して、誠実に対応していただけるよう、発注者に指導していただきたい。 原材料や燃料の単価について、最新の物価資料や見積徴収等により、実勢価格を適切に予定価格に反映するとともに、契約締結後であっても、物価水準の変動等により請負代金が不適当となったときは、工事請負契約書第２６条（いわゆるスライド条項）に基づき、適切に設計変更を行っております。 引き続き、契約後のスライド条項の適切な運用、申請手続きの迅速化に努めるとともに、申請手続きの簡素化等については本省に伝えて参ります。 スライド条項は、合理的な範囲を超える価格変動については、受・発注者双方で適切に負担を負うべきとの考えのもと設定されており、インフレスライドや単品スライドについては、この合理的な範囲を１％と設定しているところです。 受注者が負担すべき割合の見直しについてご意見があったことは、本省へ伝えてまいります。 関東地方整備局では、民間発注者を対象にしたモニタリング調査を実施して、適切な価格転嫁を踏まえて、受発注者間での協議を行っていただくよう、周知啓発を行っています。 また、基本問題小委員会の中間とりまとめにおいても、民間約款の利用促進や不当に低い請負代金の禁止の違反があった場合の勧告対象に、民間事業者を含めるべきと提言されているところであり、今後、国土交通本省において提言を踏まえた運用改善や新たな制度設計が検討されることとなります。 引き続き、取引当事者間で適正な取引が推進されるよう、適切な価格転嫁に関する周知啓発に努めてまいります。	
５．建設キャリアアップシステムへの対応	建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）は、公共・民間工事を問わず、普及定着することが極めて重要であるが、メリットが感じられないとの声が未だ多い。 特に、技能労働者のメリット（カードレベルに応じた賃金等）等の広報活動を充実させるとともに、公共工事おける企業評価の導入について地方自治体に対し更なる働きかけをお願いしたい。 さらに、民間工事発注者に対する働きかけを強力に推進していただきたい。 本年は国土交通本省よりＣＣＵＳのレベル別の年収目安が示され、ＣＣＵＳ能力評価躍進の年として、就業履歴が蓄積できる環境整備などの各種取組が進められるよう、国土交通省と運営主体の建設業振興基金が連携して、建設業界に対するＣＣＵＳの周知を継続して行っているところです。 公共工事における企業評価の導入は、本年６月に開催した関東ブロック監理課長会議において、都県などに対してＣＣＵＳの活用機会が広まるよう、発注工事においてＣＣＵＳ登録企業を評価するインセンティブ措置の導入について、自らの発注工事における推進と、管内市町村への働きかけを呼びかけたところです。 また、民間工事発注者に対しては、当局ＨＰにて民間発注者の皆様へ工事発注時の留意事項をとりまとめた資料を掲載し、その資料の中にＣＣＵＳの取り組みについてご配慮いただきたい旨を含めて周知しています。10/19には東京労働局の呼びかけのもと開かれた「工事発注者関係団体等連絡会議」において、会議参加者である不動産、設計、建設関連業などの民間工事の発注者や発注に関わる団体に対して、当該資料を配布のうえ、会員団体への周知を呼びかけたところです。 引き続き、関係機関と連携を図りながら、様々な機会を通じてCCUSへの理解浸透が図られるよう、周知啓発に努めてまいります。	

整備局資料－４

令和５年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答	備考
６．カーボンニュートラル（ＣＮ）に向けた取組み支援	政府は、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度比46%減、2050年にカーボンニュートラルを実現することを目指し各種取組みを実施している。 建設現場におけるカーボンニュートラルの取組みが推進するよう、特記仕様書等への明記や、工事成績評定での加点などの取組みをお願いしたい。 【関東地方整備局】 カーボンニュートラル実現に向けた関東地方整備局の取り組みとして、道路、河川工事におけるCO２吸収型コンクリートや無筋のプレキャスト製品に低炭素型コンクリートを採用した試行工事を実施しております。 試行工事実施後、調達上の課題をフォローするとともに、新たな取り組みが予定されているＧＸ建機認定制度の状況を注視しながら、カーボンニュートラルの取組推進に向けて、関係部署との調整を進めてまいります。 【東京都】 東京都建設局では、道路工事等の舗装に使用するアスファルト混合物について、CO２排出量の削減に寄与する低炭素（中温化）アスファルト混合物の適用に向けて技術的な検証を行ってきました。令和４年度には、国土交通省が設置するアスファルト混合物事前審査委員会において、全国で初めて新規取扱い混合物として材料承認を受けました。令和５年度は、再生材を用いた低炭素（中温化）アスファルト混合物の材料承認を受けたとともに、すべての土木工事において、加熱アスファルト混合物（新材）を使用する場合は、原則低炭素（中温化）アスファルト混合物を活用することとしました。 また、令和５年度より「ＨＴＴ(※)ゼロエミッションアドバンス工事」を試行し、低炭素化及びＨＴＴへの取組が確認できた場合には、工事成績での加点や優良取組企業表彰に推薦するなど、建設現場における低炭素化及びＨＴＴへの取組を促進しています。 ※東京都では、気候危機への対応だけでなく、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から電力を「減らす（Ｈ）」「創る（Ｔ）」「蓄める（Ｔ）」取組を行っています。	

回答参考資料

令和５年１１月８日

国土交通省　関東地方整備局

民間発注者の皆様へ

～ 建設工事発注時の留意事項 及び 改正建設業法等の概要 ～

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

国土交通省

建設工事発注時の留意事項①

国土交通省

○　建設業は、技能労働者等の高齢化や若年労働者等の減少により、将来の担い手確保が喫緊の課題となっています。また、令和６年度から時間外労働時間の上限規制が適用されるため、長時間労働の是正等をはじめとする働き方改革等への対応も急務となっています。

これらの課題解決に向け、改正建設業法に著しく短い工期の禁止などの規定を追加するとともに、建退共の掛金充当の徹底など、国土交通省と業界団体等が一体となって様々な取組を進めていますが、取組を確実なものにするためには、発注者の皆様の理解と協力が不可欠です。本資料は、発注者に適用される規定、業界団体から要望があった内容等をまとめたものです。

建設工事を発注される際には、ご協力等をお願いいたします。

※詳細はP17～18参照

	建設業の状況	建 設 業	全産業等
建設業就業者	ピーク時から　29.2%減少	H9　685万人→ R3　485万人	
55歳以上の割合	全産業より　4.5%高い	35.5%	31.0%
29歳以下の割合	全産業より　4.5%低い	12.0%	16.5%
年間実労働時間	調査産業計より　346時間長い	1978時間	1632時間
休日の状況（技術者）	4週8休　26.7%	5.75日（4週）	－

①　著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止！　【Ｐ３～９】

改正建設業法が令和２年１０月１日に施行され、技能労働者の長時間労働等を是正するため、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止（変更契約にも適用）されました。この規定は、民間も含む、発注者にも適用され、違反をした場合は「勧告」、従わない場合は「公表」されます。

工期の設定にあたっては、**工期に関する基準（令和２年７月 中央建設業審議会 勧告）を踏まえ**、建設業者（元請）との適切な協議を通じて、建設業の担い手の週休２日等も適切に考慮した、**適正な工期の確保をお願いいたします**。

なお、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第４版）」（令和４年８月）に、建設業法上違反となるおそれがある行為事例を示していますのでご確認をお願いいたします。

建設工事発注時の留意事項②

国土交通省

②　建退共の掛金納付に係る受注者費用は適正に負担を！【Ｐ10～11】

現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される建退共制度（※）については、公共工事・民間工事を問わず適用されますので、民間工事においても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われることが必要です。

建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解され、これらの費用を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が建設業法第１９条の３に違反するおそれがありますので、**建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮等をお願いいたします。**

※建退共制度：中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度。
建設業を営む事業主の方が、対象となる雇用者の方々の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その方々が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（建退共）から退職金が支払われます。

③　建設キャリアップシステムの活用等に必要な費用等についてご配慮を！【Ｐ10・12～16】

建設キャリアップシステム（※ＣＣＵＳ）については、令和５年度からの建退共のＣＣＵＳ完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるＣＣＵＳ完全実施を目指し、官民一体となって取組を進めています。今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、ＣＣＵＳを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者によるＣＣＵＳの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、**元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮をお願いいたします。**

※ＣＣＵＳ：技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成31 年４月から運用を開始。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）

（令和元年6月5日成立、6月12日公布）

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法（2018年6月29日成立）による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制（罰則付き）が適用開始。

＜時間外労働の上限規制＞

✓原則、月45時間 かつ 年360時間
✓特別条項でも上回ることの出来ないもの：
・年720時間（月平均60時間）
・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
・単月100時間未満
・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

＜年齢構成別の技能者数＞

3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法律の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

（1）長時間労働の是正（工期の適正化等）

■ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。

■ 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

（2）現場の処遇改善

■ 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。

■ 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

（1）限りある人材の有効活用と若者の入職促進

■ 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

（ⅰ）元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。

（ⅱ）下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

＜元請の監理技術者＞　＜下請の主任技術者＞

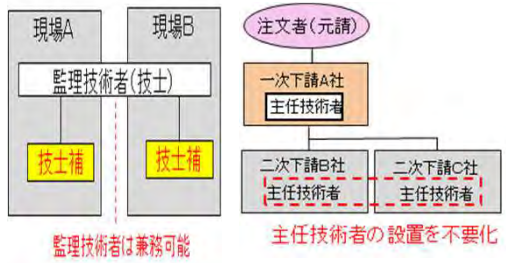

（2）建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■ 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

■ 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化（※）。

※ 建設業経営に関し過去５年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

■ 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

4

工期の適正化

（建設業法第19条、第19条の5･6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条）

国土交通省

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

（中央建設業審議会の設置等）
第三十四条　（略）
２　中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

実施を勧告

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

（著しく短い工期の禁止）
第十九条の五　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
第二十条の二　建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】
（工期等に影響を及ぼす事象）
第十三条の十一　法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。
一　地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
二　騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

（建設工事の見積り等）
第二十条　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
２・３　（略）

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

（建設工事の請負契約の内容）
第十九条　建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
一～三　（略）
四　工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
五～十六　（略）

工期の適正化（工期に関する基準）

国土交通省

○改正建設業法（令和2年10月施行）により、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。違反した場合、国土交通大臣等による勧告・公表が可能となった。
○また、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることとされた。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成･勧告）

適正な工期の設定や見積りにあたり**発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体**であり、適正な工期を確保するための基準

第１章　総論

（１）背景　（２）建設工事の特徴　（３）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方（４）本基準の趣旨　（５）適用範囲
（６）工期設定における受発注者の責務

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）自然要因　降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限　等
（２）休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休２日（４週８休）を確保
（３）イベント　年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間　等
（４）制約条件　鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約　等
（５）契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注　等
（６）関係者との調整　工事の前に実施する計画の説明会　等
（７）行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間　等
（８）労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定　等
（９）工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
（１０）その他　施工時期や施工時間、施工法等の制限　等

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）準備　（２）施工　（３）後片付け

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産　（２）鉄道　（３）電力　（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、優良事例として整理

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
（２）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
（３）基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

○工期に関する基準について、関係省庁と連携した民間発注者団体への周知を含めて、広く関係者への周知徹底を図っているところ。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要（H23．8策定、最終改訂R4．8）

Ⅰ．背景・目的

○建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。

○これまでにも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。

○発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。

○このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

Ⅱ．ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1．見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、第20条の２）
2．書面による契約締結
　２－１．当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）
　２－２．追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
　２－３．工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3．著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
4．不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）
5．原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6．指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7．不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
8．やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）
9．支払（建設業法第24条の3第２項、第24条の6）
10．関係法令
　10－1．独占禁止法との関係について
　（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
　10－2．社会保険・労働保険（法定福利費）等について
　（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）
　10－3．建設工事で発生する建設副産物について

Ⅲ．周知先

①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社　等）
②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体　等）
③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

○　発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて【著しく短い工期の禁止】

○概要

【その他内容】
1．見積条件の提示等（改正法第２０条の２関係）　2．書面による契約締結（改正法第１９条第１項関係）
8．支払　（２）請負代金を手形で支払う場合の留意事項（改正法第２４条の３第２項関係）

3．工期

（1）著しく短い工期の禁止（改正法第１９条の５）

【改正法第１９条の５】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、**建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり**、従来のような**長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止**することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、建設工事の受注者である建設業者（元請）に許可をした許可行政庁（※）は、当該建設工事の発注者に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第１７９号、令和２年９月３０日）参照）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

①　発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合

②　受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

③　受注者の責めに帰さない理由により、当初の請負契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の請負契約の工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）

国土交通省

- 改正建設業法第１９条の５において、**「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」**ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

○建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。

○特に、令和６年４月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】

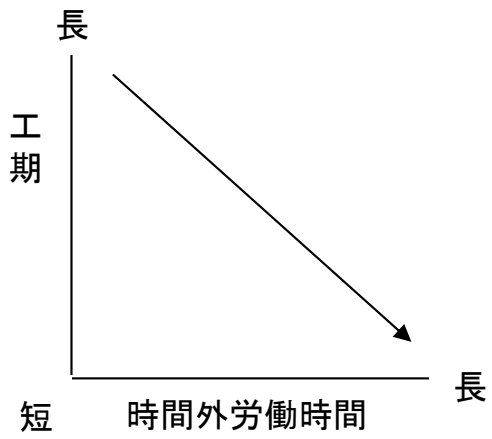

【工期と長時間労働の関係】
（令和６年４月～）

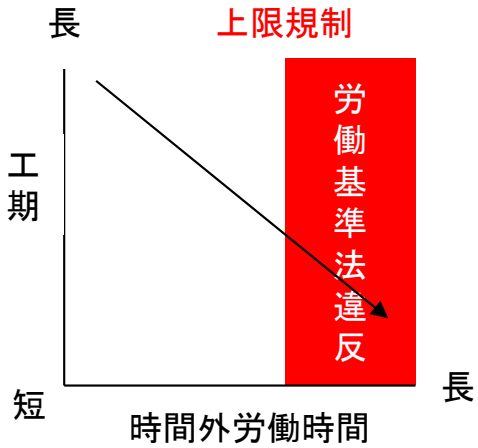

通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

○　改正建設業法第１９条の５の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。

○　このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和２年７月２０日、中央建設業審議会勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

国土交通省

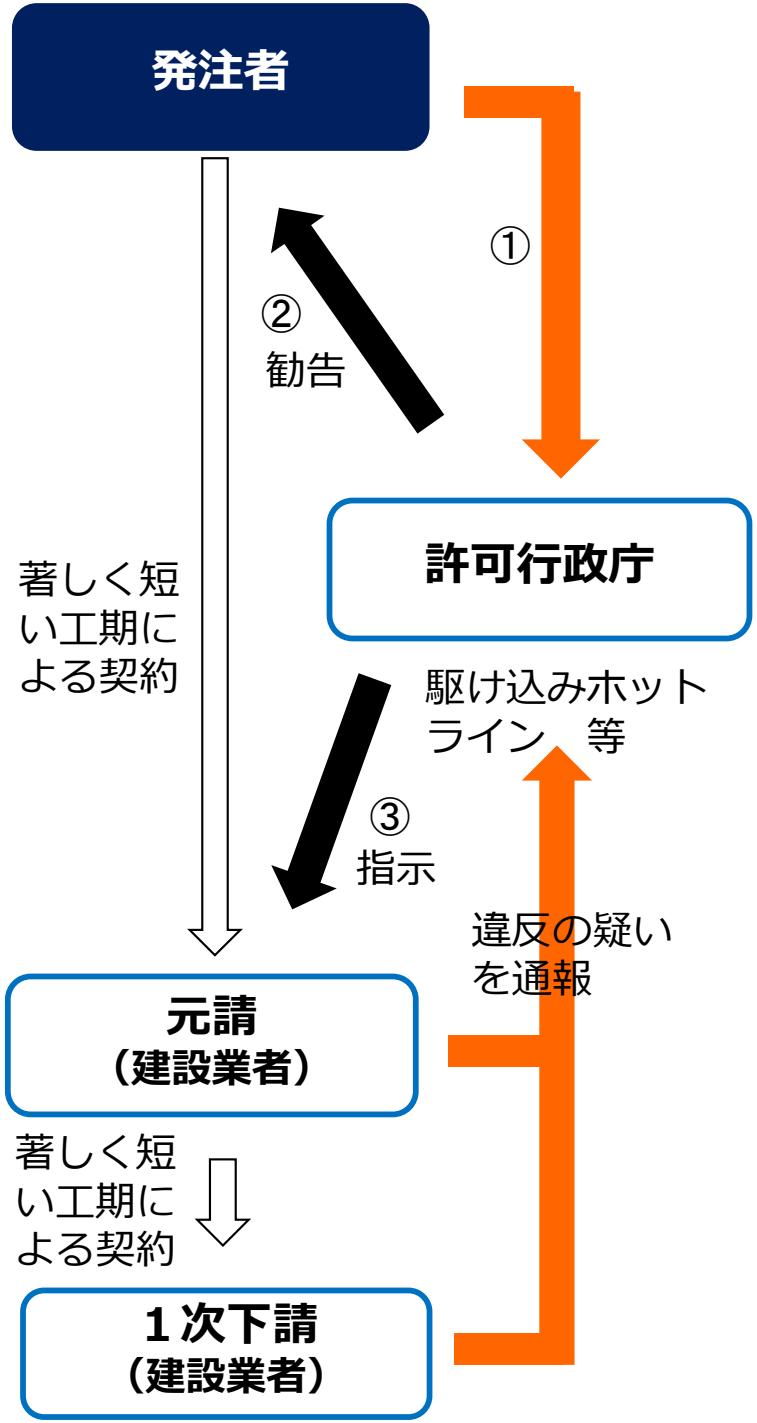

①＜公共工事の場合＞＜入契法＞

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

＜入契法＞

第十一条　各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一　（略）

二　第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

②　国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能。

※勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限は、500万円（建築一式工事にあっては1,500万円）。

＜建設業法＞

第十九条の六　（略）

２　建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③　建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第４１条を根拠とする勧告や第２８条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第３１条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

国土交通省

主な民間発注者団体の長 あて通知（国土交通省土地・建設産業局建設業課長（国土入企第４ 号、令和２年４月１日））

（略）　貴団体傘下の企業へ周知していただくとともに、下記について、ご協力及びご配慮をお願いいたします。

○留意事項③（建設キャリアアップシステムの活用等に必要な費用等についてご配慮を）関係

１．　（略）　建設キャリアアップシステムの現場での活用を促進するためには、民間発注工事においても、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等の円滑な実施など、建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、元請事業者はじめ建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をいただくようお願いします。

○留意事項②（建退共の掛金納付に係る受注者費用は適正に負担を）関係

２．　（略）　建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要です。

官民施策パッケージでは、　（略）　民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和５年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたところでありますが、貴団体におかれては、建設産業における建退共制度の意義と運用徹底の趣旨について十分ご理解いただくとともに、建設業者団体あての要請において、民間発注工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところでありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されるため、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮をお願いいたします。

○　発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（R4.8）について【建退共掛金】

○概要

10．関係法令

10－２ 社会保険・労働保険（法定福利費）等について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時５人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならず、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を１人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、**発注者及び受注者は見積時から**法定福利費を**必要経費として適正に考慮すべきであり**、法定福利費相当額**を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が**これらの保険への**加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第１９条の３に違反するおそれがある**。

また、受注者が、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者である場合、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、上記の法定福利費と同様に、適正に確保することが必要である。

参考：建設業法（昭和24年法律第100号）【抜 粋】

第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

建設キャリアアップシステムの概要

国土交通省

○ 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み

○ これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

○ システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録

【事業者情報】
・商号
・所在地
・建設業許可情報　等

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入等

技能者に**カードを交付**

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置

【現場情報】
・現場名、工事の内容
・下請の施工体制
・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ

現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり （働き方改革）
◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理 （生産性向上）
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善
～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

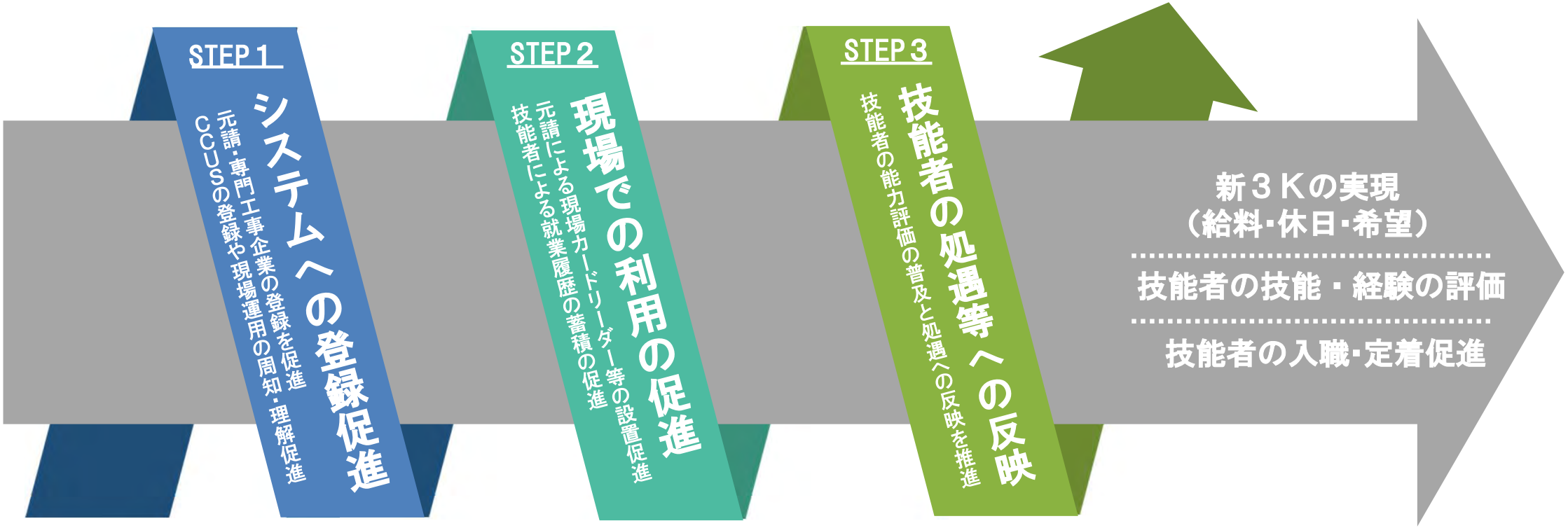

STEP１　システムへの登録促進

◎**登録等のサポート体制**
- ・CCUSサテライト説明会
- ・CCUS認定アドバイザー等

◎**機器設置等に対する助成制度**

STEP２　現場での利用の促進

◎**経営事項審査における加点評価**

◎**公共工事における企業評価**
- ・総合評価やモデル工事での加点

◎**社保加入の確認など、現場管理での活用**

STEP３　技能者の処遇等への反映

◎**週休２日の推進への活用**
- ・公共発注者による利活用

◎**退職金(建退共)制度との連携**

◎**技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進**

◎**技能者の技能･経験に応じた賃金**
- ・労務費調査において、CCUS技能者の技能･経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携

◎**施工能力等の見える化評価**

※ 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

建退共とCCUSのデータ連携について

国土交通省

○ 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、直接、技能労働者に退職金の掛金を納付
（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）

○ さらに、CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化
（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底 （令和３年３月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の**働いた日数に応じて退職金の掛金が納付**

↓

処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに**掛金が納付されることが重要

証紙貼付方式による掛金納付

○**元下間での証紙交付のやりとり**が生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい

電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与**されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付
○**証紙の事前購入や交付が不要**

【重要】 元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる
（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式（通常）

CCUS連携方式

CCUS

建設キャリアアップシステム
技能者情報
事業者情報
現場情報
就業履歴蓄積

作業員名簿等の各種書類を参照して、就労実績報告作成ツールに、就労実績を**手作業**で入力する

（手作業での入力が不要で実績が正確）

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

就労実績報告作成ツール

就労状況報告書
（4号 月別様式）

就労実績ファイル

建退共

電子申請専用サイト

退職金ポイント

技能労働者

技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

（証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要）

（参考）登録料・利用料金（料金は全て税込）

技能者の登録料

●**簡略型登録料：2,500円（据置）**
※簡略型登録はインターネット申請のみ

●**詳細型登録料：4,900円**
(簡略型から詳細型への移行：**差額2,400円**)

※登録は、最初の登録から10年間有効（カードに有効期限を記載）
※更新（再登録）時には、その時点のレベルに従ったカードが交付

➢ **詳細型登録により、能力評価（レベル判定）への活用が可能（レベル判定料：4000円/回）**
※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する

➢ **簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能**

事業者の登録料・利用料

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新
※一人親方の方は事業者登録料は無料
※個人事業主の方の登録料は6,000円

②管理者ＩＤ利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」と「管理者ID」を利用することで、最大３階層を設け、支店等単位で管理可能

ＩＤ数	料　金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

元請事業者のみ

③現場利用料※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積（カードタッチ）１回ごとに料金が発生※
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料　金
１回	10 円

※既存民間システムとCCUSの自動連携（API連携）が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能（この場合も、現場利用料は発生）

建設キャリアアップシステム

国土交通省

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人（H9） → 504万人（H22） → 485万人（R3）
○技術者　　： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 36万人（R3）
○技能者　　： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 311万人（R3）

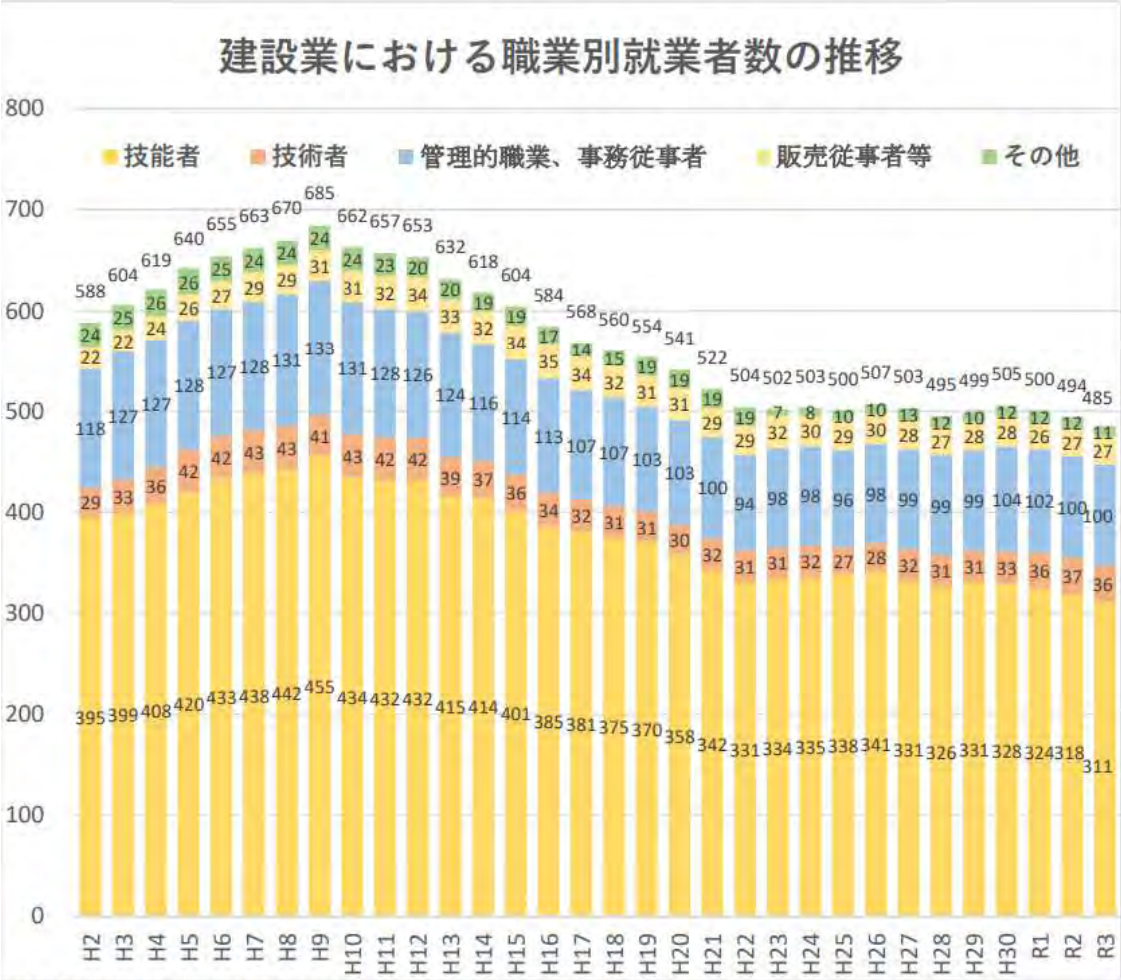

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が35.3%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少（29歳以下は増減なし）。

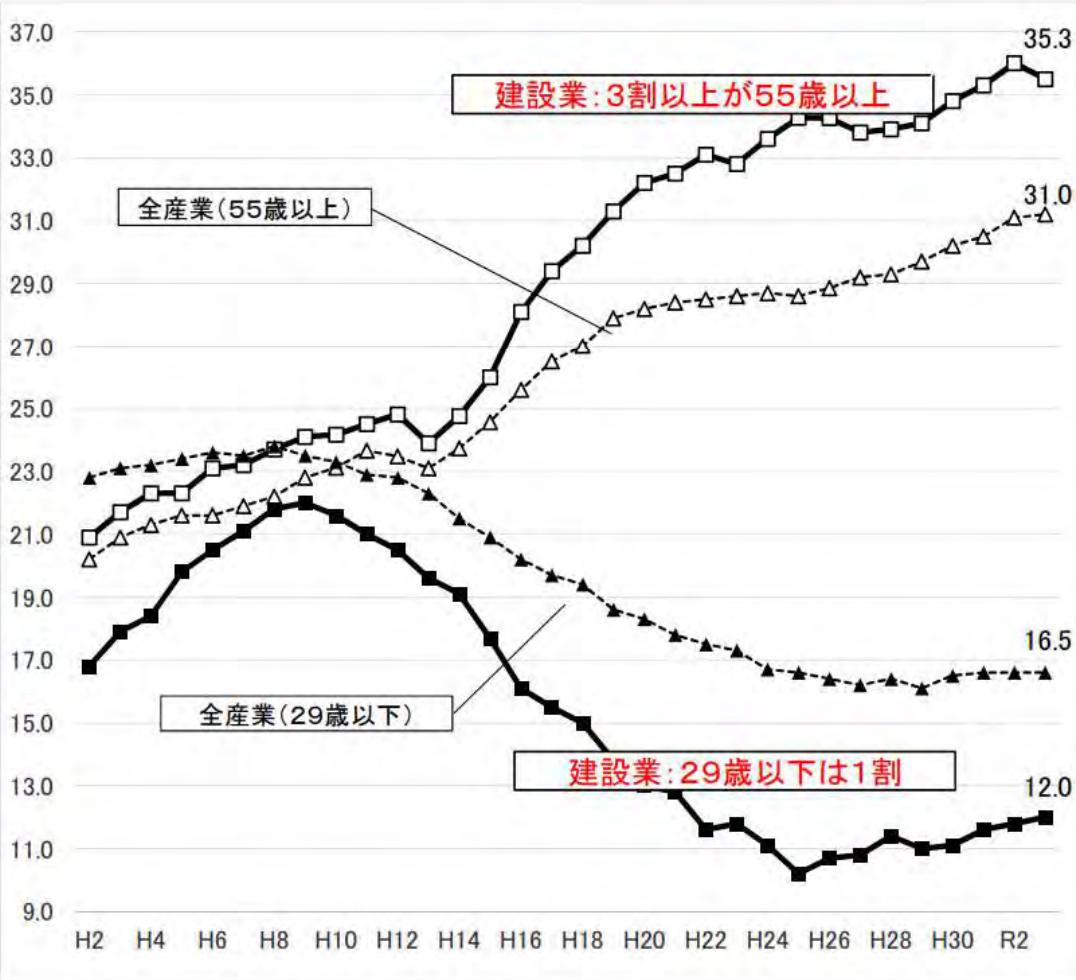

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者（79.5万人、25.6%）は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

（年齢階層） 年齢階層別の建設技能労働者数

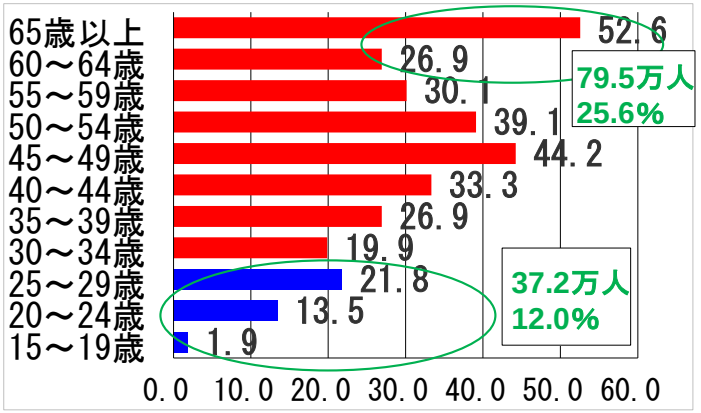

出典：総務省「労働力調査」（R3年平均）を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

約3%の差

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
※年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

○製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

年齢階層別の賃金水準

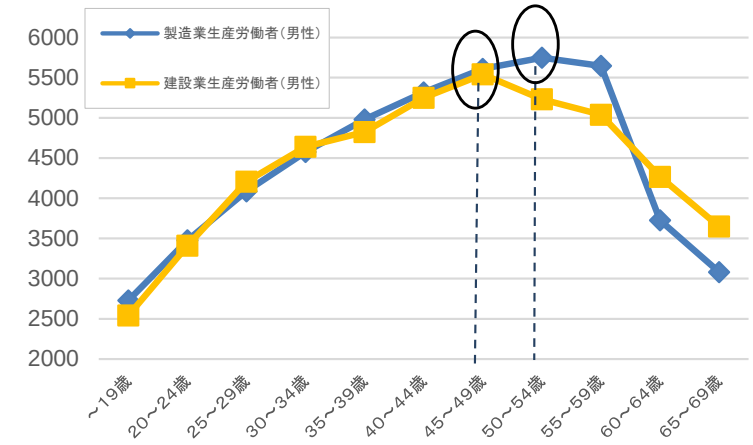

出典：令和元年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・３保険別加入割合の推移（事業者単位）

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

元請：99.5%
1次下請：99.0%
2次下請：97.2%
3次下請：92.1%

出典：公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間340時間以上長時間労働の状況。

年間実労働時間の推移

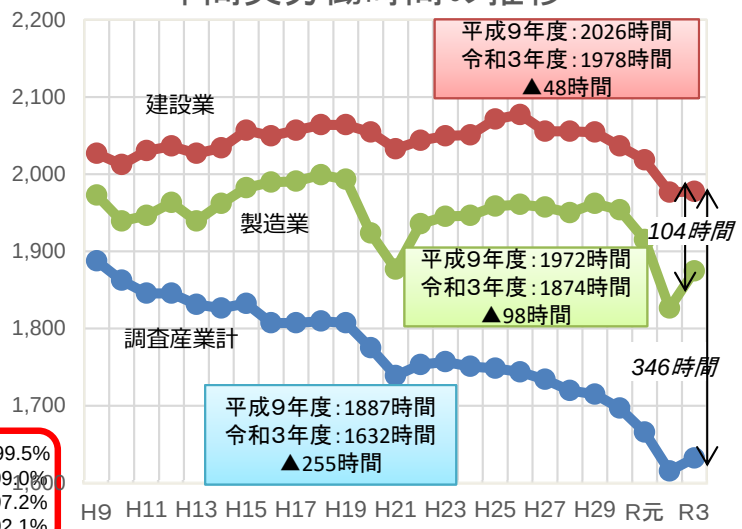

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休２日もとれていない。

建設業における休日の状況（技術者）

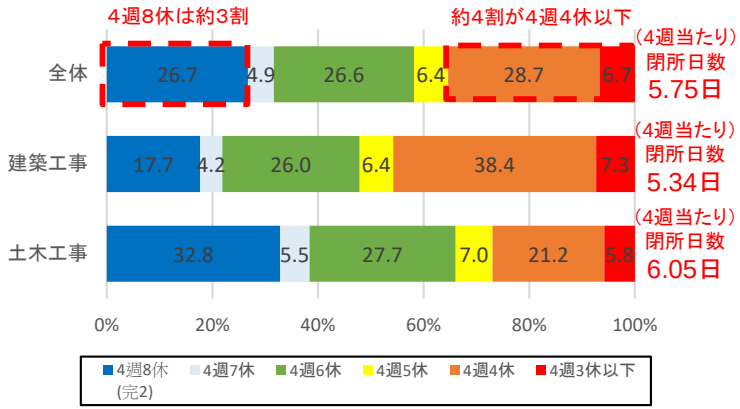

【注】
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2021時短アンケート」を基に作成

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

国土交通省

○労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
○違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
○大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
　⇒**建設業は令和6年4月から適用**

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	（1）１日8時間・1週間 40時間 （2）36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （3）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間（月平均60時間） ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む） ④b. 単月 100時間未満（休日出勤を含む） ④c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

関係資料・問い合わせ先

国土交通省

【関係資料：国土交通省HP】

（工期に関する基準）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html

（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版））
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493867.pdf

（建設キャリアップシステム）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

【問い合わせ先】

国土交通省　関東地方整備局 建政部 建設産業第一課
TEL：048－601－3151（代表）

〇著しく短い工期について
指 導 係　　（内線：6692・6696）

〇建設キャリアップシステムについて
連携推進係　（内線：6650・6142）

※本資料のHP掲載はこちらです
https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000011.html

中小企業庁ものづくり助成金

～中小企業支援策実施に関する委託費、補助金等の公募に関する情報～
　ICT施工の導入に関する税制・融資制度、ものづくり補助金、IT導入補助金など様々な制度については下記サイトよりご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/

中小企業庁

経営サポート　金融サポート　財務サポート　商業・地域サポート　相談・情報提供

本文へ　サイトマップ　English

文字サイズ 小 中 大

トップページ　中小企業庁について　中小企業憲章・法令　公募・情報公開　審議会・研究会　予算　白書・統計情報

トップページ ▶ 公募・情報公開 ▶ 補助金等公募案内

補助金等公募案内

このページでは、中小企業支援策実施に関する委託費、補助金等の公募に関する情報を掲載しています。
その他の公募案内については「入札・調達・その他の公募案内」をご覧下さい。

新着情報

- 「IT導入補助金2023」「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）：8次締切」の補助事業者を採択しました(令和5年10月24日)
- 令和5年度成長型中小企業等研究開発支援事業(中小企業のイノベーション創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」による活動支援実証事業：実証事務局)に係る事業者を決定しました(令和5年10月19日)
- 「令和5年度　中小企業のイノベーション創出を支援するイノベーション・プロデューサー」の公募を開始します(令和5年10月19日)
- 「IT導入補助金2023」「通常枠（A類型・B類型）：5次締切」、「セキュリティ対策推進枠：5次締切」及び「デジタル化基盤導入枠（デジ

関東DX・i-Construction人材育成センターの概要

○ インフラ分野のDX推進に向けた人材育成を目的として、地方公共団体を含む発注者及び民間技術者に対するBIM/CIM活用やICT施工普及促進、データ/デジタル技術の知識習熟等に関する研修・講習を実施。
（ https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst00000002.html ）

○ 民間企業等の最新の建設技術を展示する建設技術展示館（関東技術事務所に併設）や関東DXルームとも連携し、上記に関連する情報発信を実施。（ https://www.kense-te.jp/ ）

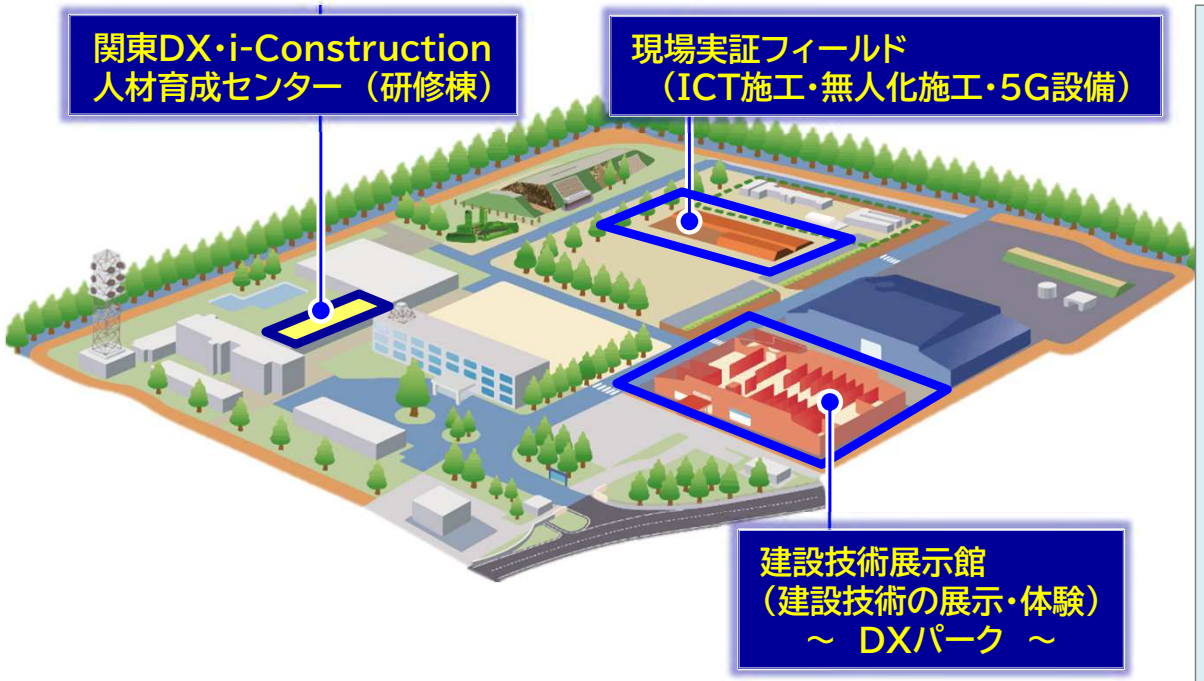

■建設技術展示館 ～DXパーク～

＜民間企業や一般・学生向け＞

＜主な実施メニュー＞

- レーザースキャナ体験
- BIM/CIM操作体験
- トータルステーション体験
- VR操作体験

レーザースキャナ体験

■研修棟・現場実証フィールド

＜国や地方公共団体の行政職員、民間技術者向け＞

＜BIM/CIM＞

- BIM/CIMに関する知識・技術の習得
- 入門・初級・中級・演習・上級の5段階で設定

＜ICT施工、 無人化施工＞

- ICT活用工事に関する知識・技術の習得
- 無人化施工技術に関する遠隔操作等の習得

＜デジタル技術＞

- インフラDXに資するデータやデジタル技術に関する基礎知識の習得
- クラウド利用等を想定した情報セキュリティに関する基礎技術の習得

無人化施工実習

研修室

人材育成の取り組み　関東DX・i-Construction人材育成センター

令和５年度／DX研修等の予定（１／２）

以下の研修を予定しています。皆様の参加をお待ちしています。連絡先については、最終面を確認願います。
※予定は変更となる可能性もありますのでご了承ください。変更があった場合は、関東地整HPでお知らせいたします。

●BIM/CIM研修（発注者向け）　【対象】国土交通省・地方公共団体職員

BIM/CIM入門

建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMに関する基礎的な知識の概要を習得することを目的に、建設分野を取り巻く課題及びBIM/CIMを活用する意義や国土交通省におけるBIM/CIMの取組状況を講義することにより、BIM/CIMを活用することの有効性を理解できます。

【オンライン】
【研修内容】・建設分野を取り巻く課題、BIM/CIM概要
・BIM/CIM活用目的や取組状況
・BIM/CIMの技術的な体系（各種モデルの説明）
【実施日】　①5/24　②9/4

土工３次元モデル

BIM/CIM初級

建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMに関する基礎的な技術の概要を習得することを目的に、設計・施工・維持管理段階毎におけるBIM/CIMの活用目的や活用することによる有効性等について講義することにより、BIM/CIMの具体的活用や有効性について理解できます。

【オンライン】
【研修内容】・BIM/CIMの公共調達とプロセス監理
・測量、地質、土質調査におけるBIM/CIM活用
・設計、施工、維持管理におけるBIM/CIM活用
【実施日】　①6/2　②9/19

BIM/CIM活用事例

BIM/CIM中級

建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、BIM/CIMソフトウェアの演習を主体とした実践的な講義を実施し、BIM/CIMソフトウェアを業務改革実現のツールとして活用するための専門知識の習得と技術力の向上を図ります。

【集合・オンライン】
定員　各４０名
（集合２０名
・オンライン２０名）
【研修内容】・BIM/CIM成果品確認手法
・土工モデルの数量算出手法、工区割りの検討手法
・構造物モデル作成手法
【実施日】　①6/26　②7/5　③9/26　④10/13　⑤11/13

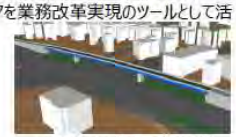
BIM/CIM成果品確認手法

BIM/CIM演習

建設生産プロセス全体の生産性向上に必要となるBIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、関東ＤＸ・i-Construction人材育成センター内の実物施設を活用し、３次元データの計測方法、利活用方法の講義や、ＶＲ・ＭＲ機器等を活用した実習により、現場で活用可能な専門知識の習得と技術力の向上を図ります。

【集合】
定員　各２０名
【研修内容】・地形モデル活用演習
・コンクリート構造物モデル活用演習
・計測手法演習、ＶＲ機器等の実習
【実施日】　①7/26　②10/23　③11/28

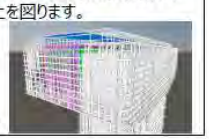
VR機器等の実習

BIM/CIM上級

BIM/CIMを活用するスキルを持った技術系職員の育成を目的に、BIM/CIM活用業務・工事における円滑な事業執行のために、発注者が選定した検討項目を踏まえ受注者が作成した実施計画書について、発注者として実施内容の妥当性を判断する能力を養い、BIM/CIMに関する適切な指揮、指導ができるよう専門知識の習得と技術力の向上を図ります。

【オンライン】
【研修内容】・BIM/CIM原則適用について
・BIM/CIM活用業務・工事の発注時のポイントについて
【実施日】　①5/17　②6/7　③7/10

令和５年度／DX研修等の予定（２／２）

●ICT施工研修（発注者向け）　【対象】国土交通省・地方公共団体職員

ICT施工初級

ICT活用工事の基礎的な知識取得のため、「①3次元測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品」の５つのプロセスを全般的に学習し、工事担当者として受注者への適切な対応が出来るよう小規模施工まで対応した座学及び現場実習を行います。

【オンライン】（１日目）
【集合】（２日目）
定員　各２０名
※2日目は定員をこえる場合
オンライン配信実施
【研修内容】・ICT施工概要
・3次元計測機器、出来形管理要領の解説
・3次元設計データの作成から出来形帳票処理
・ICT活用工事の実例
・監督・検査のポイント
・3次元計測機器による出来形管理実習
・ICT建設機械の施工見学
【実施日】　①5/29～30　②6/19～20　③9/7～8

ICT施工上級

ICT活用工事の監督・検査等の各段階で実践的な知識として必要となる技術基準や留意点等を学習し、監督・検査等を通し受注者への適切な指導ができるように、小規模施工まで対応した座学及び現場実習を行います。

【集合】
定員　各２０名
※定員をこえる場合
オンライン配信実施
【研修内容】・ICT施工概論
・ICT基準類の解説
・3次元設計データの作成から出来形帳票処理
・ ICT施工における検査の留意点と書面検査実習
・3次元計測機器のよる実地検査実習
【実施日】　①6/6　②6/30　③9/22

●ICT施工,無人化施工講習,Webセミナー（受発注者向け）　【対象】民間技術者等

ICT施工 計測講習

起工測量・設計・出来形管理の各段階で取り扱う3次元データについて、データ処理から帳票作成までの一連の作業を、ICT活用工事経験がある施工業者やソフトウェアメーカーによる専用ソフトを用いた実技形式の実習を行います。

【集合】
定員　各２０名
※オンライン配信実施予定
【講習内容】・ICT施工概要
・起工測量データ処理
・3次元設計データ作成
・出来形管理、帳票作成
【実施日】　①7/4　②7/14　③7/25　④7/28

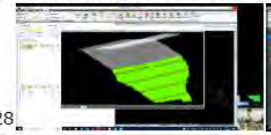

ICT施工 施工講習

3次元計測機器を用いた計測及び、３次元設計データを搭載した建設機械によるマシンガイダンス施工について、実際に現場実証フィールドで実習を行います。

【集合】
定員　各２０名
※オンライン配信実施予定
【講習内容】・ICT施工概要
・3次元計測機器による起工測量
・3次元出来形計測実習
・マシンガイダンス施工実習
【実施日】　①8/4　②8/28

無人化施工講習

災害協定会社・施工会社の技術者を対象に、災害応急復旧等で作業する建設機械の「無人化施工技術」に関する遠隔操作について災害応急復旧現場等の工事現場において活用できるように、実際に現場実証フィールドで操作実習等を行います。

【集合】
定員　２０名
※オンライン配信実施予定
【講習内容】・無人化施工について
・無人化施工の取組み
・簡易遠隔操縦装置取付・操作実習
・無人化施工バックホウ操作実習
【実施日】　8/8

ICT施工 Webセミナー

ICT施工各分野のエキスパートであるICTアドバイザーを講師に招き、最新の施工技術や現場での具体的な活用事例、成功・失敗事例等を紹介します。

【オンライン】
定員　なし
【集合】
定員　３０名
【セミナー内容】・ICT施工概要
・ICTアドバイザー保有技術、ノウハウの紹介
・ICT施工事例紹介（成功・失敗事例）
【実施日】　①６/12～16　②10/2～6　③12/4～8

【ホームページ掲載場所】
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000853299.pdf

関東ICTアドバイザー制度

○ 地域の施工者や発注者が、ICT活用時に生じた疑問点や技術選定の課題などに対して、助言や技術的指導等の**実践的な支援**を受けることができる、ICTアドバイザー制度を設置しています。
アドバイザーはICT施工関係に熟練した企業者を公募し、**現在60社のアドバイザーを認定して名簿をHPで公開**しています。

支援内容

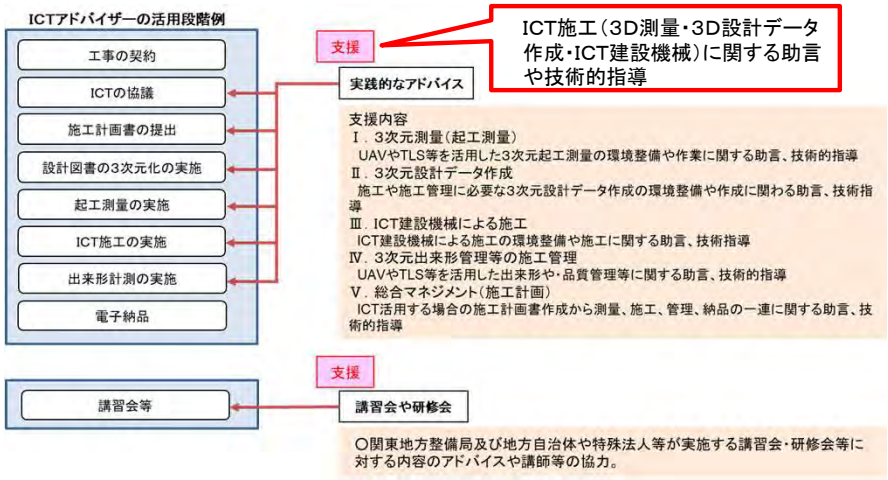

支援の流れ

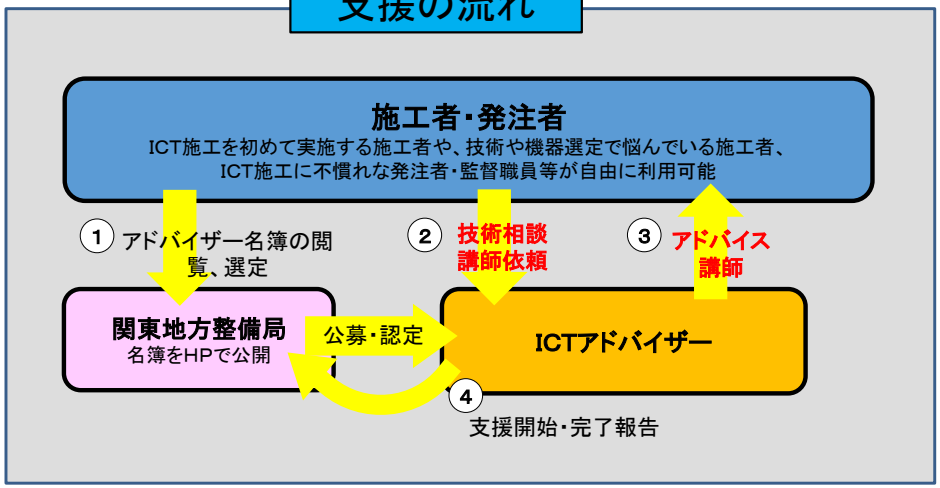

【アドバイザー60社の内訳】

（複数選択有）

企業区分		登録分野	
測量会社	21	Ⅰ　３Ｄ計測	45
土木コンサル	9	Ⅱ　３Ｄ設計	33
施工会社	21	Ⅲ　ＩＣＴ施工	34
ソフト会社	4	Ⅳ　３Ｄ管理	26
測量機器会社	4	Ⅴ　総合マネ	27
建設機械会社	2	Ⅵ　研修・講習	34
リース会社	12		
その他	5		

支援を依頼される分野

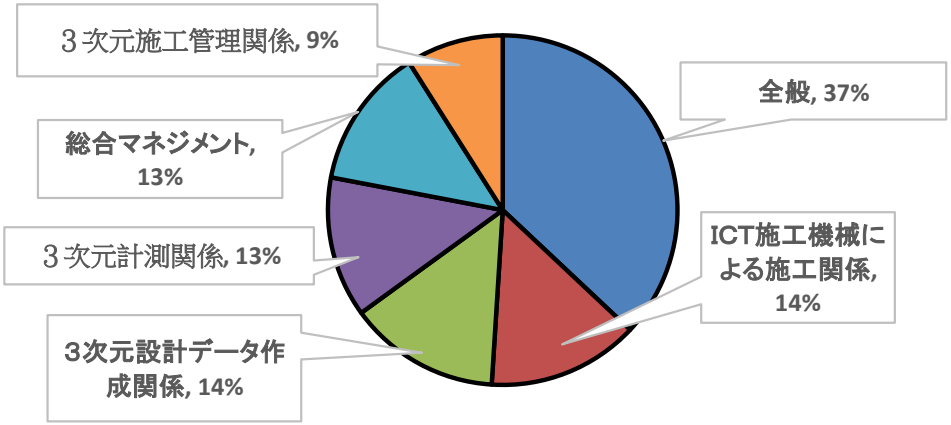

関東地方整備局ICTアドバイザー制度については、以下のURLをご参照ください

URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst00000010.html

関東ICTアドバイザー制度　活動事例

管内業者の方をむかえて技術研修会を開催
【研修内容】
・小規模工事におけるICTについて
・小規模ICT建機を用いた床掘り施工
・工事現場で活用できる技術紹介

ICTアドバイザーがICT施工（土工）の3次元設計データ作成、数量算出等の技術を支援
【実施内容】
・3次元設計データの作成（CADデータを使用してゼロからの作成）
・現地の起工測量の点群データと作成した3次元設計データで設計数量の算出
・3次元設計データの活用（3Dモデリングやアニメーション作成）

3次元設計データの作成支援

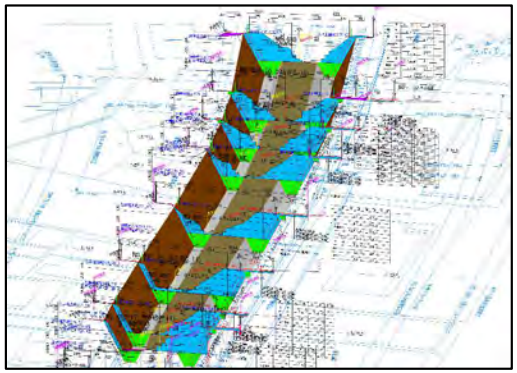
作成した3次元設計データ

3次元測量の見学(UAVﾚｰｻﾞｰ)

3次元設計データの作成指導後に、当社の3次元計測の見学やICT施工の見学をして、ICT施工に関わる機器の導入等に発展

関東地整のICT施工活用支援

○ ICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加しているが、地域を基盤とするC、D等級の企業は、ICT施工の経験割合が低く、普及促進が必要

○ 関東地方整備局のホームページで各種ICT施工の支援を展開　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000021.html

ICT施工導入事例集

ICTメールセンター

ICTアドバイザー

ICT活用工事に関するFAQ

ICT施工導入事例集

ICT施工トピック・最新情報

- 3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)
- 小規模工事ICT施工活用の手引き（案）
- 3次元設計データ作成の内製化実現のための手引き（案）[PDF:4.7MB]

ICT動画関連

- 小規模工事を模したICT施工技術の導入効果検証　検証結果

ICT施工技術基準

- 技術基準・・・国土交通省本省へリンク[外部サイト]

ICT施工協議

- ICT施工の協議[PDF:1.3MB]

施工計画

- 現場条件の整理[PDF:381KB]
- ICT施工活用事例[PDF:3.2MB]
- 起工測量・出来形計測技術[PDF:798KB]
- 導入するICT建機と活用方法[PDF:1.8MB]

3次元起工測量

- 起工測量の実施[PDF:1.6MB]

ICTメールセンター

入力 | 入力内容のご確認 | 送信完了

お名前 必須

会社名 必須

メールアドレス 必須
（正確にご記入ください）

電話番号 必須
（正確にご記入ください）

ICT施工種類 必須　選択してください

内容の種類 必須　選択してください

お問い合わせの内容 必須

リセット　入力内容確認

ICT活用工事に関するFAQ

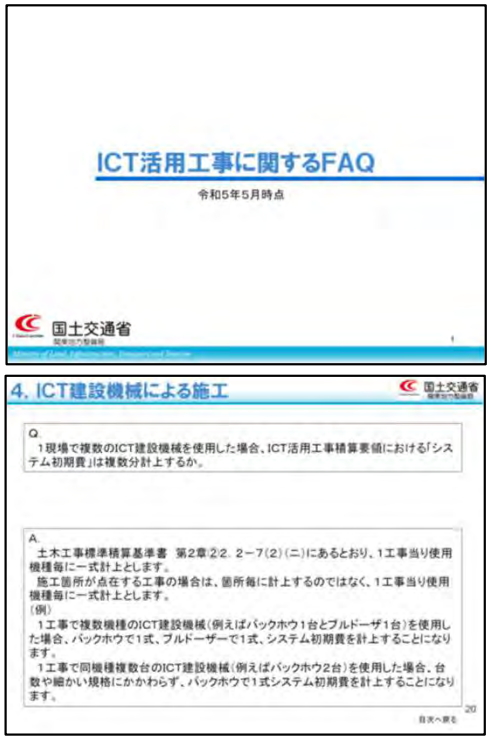

ICT活用工事に関するFAQ

令和5年5月時点

国土交通省

4. ICT建設機械による施工

Q.
1現場で複数のICT建設機械を使用した場合、ICT活用工事積算要領における「システム初期費」は複数分計上するか。

A.
土木工事標準積算基準書　第2章②2. 2－7(2)(ニ)にあるとおり、1工事当り使用機種毎に一式計上とします。
施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とします。
(例)
1工事で複数機種のICT建設機械(例えばバックホウ1台とブルドーザ1台)を使用した場合、バックホウで1式、ブルドーザーで1式、システム初期費を計上することになります。
1工事で同機種複数台のICT建設機械(例えばバックホウ2台)を使用した場合、台数や細かい規格にかかわらず、バックホウで1式システム初期費を計上することになります。

協会資料4

みんなの建設業☆インターンシップ＆業界研究フェスタ 2023

【開催概要】

■実施内容　各社からリモート配信による Web 合同説明会

■開催日時　令和 5 年 8 月 2 日（水）・3 日（木）9：00～18：30

■参加企業　主催団体の会員　72 社

■対　　象　大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生
※既卒 3 年以内の第 2 新卒も対象

■主　　催　一般社団法人東京建設業協会 / 東京土木施工管理技士会

■後　　援　東京労働局　東日本建設業保証株式会社

■協　　力　キャリタス就活 ＜㈱ディスコ＞

【視聴数】

■総視聴回数　約 2,100 回

【オンデマンド配信】

■オンデマンド配信期間　令和 5 年 8 月 21 日～令和 6 年 2 月下旬

■視聴方法　「みんなの建設業就活ナビ」（キャリタス就活特設サイト）よりご覧ください

視聴 QR コード

視聴学生アンケート結果（裏面につづく）

視聴学生アンケート結果

① イベントの満足度をお聞かせください

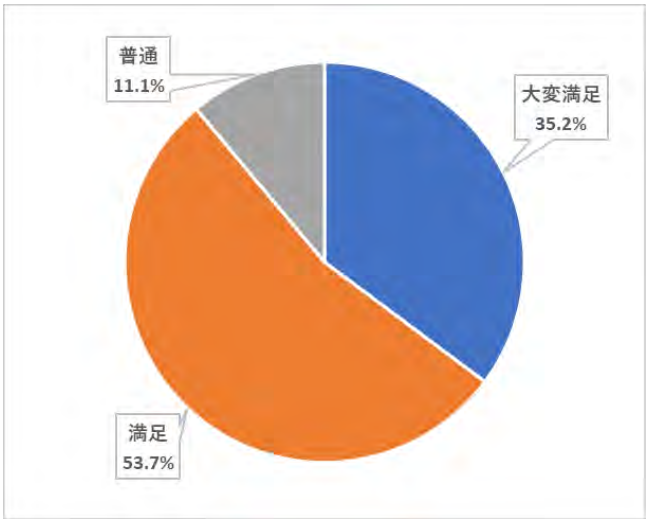

〈主な意見〉

・色んな企業の説明が短い時間で知ることができたから。また、対面と違い質問しやすかった。
・2 日で 40 社近くの企業セミナーを受講できたことで新たに気になる企業と出会うことができた。
・建設業界における各会社の特徴や強みなどを比較でき、理解が深まった。
・企業の比較がしやすく、大手・中堅・専業的な会社の違いがよくわかった。現場中心的な企業、事務系と現場の方の連携が密な企業なども発見できた。
・キーワード集めもあって、さまざまな企業を見てみようという思いになった。
・様々な会社について同時に知ることができ、比較をすることができたが、その分一社一社についてもっと詳しく違いがわかるような説明も聞きたいと感じた。

② 視聴した企業は何社ですか

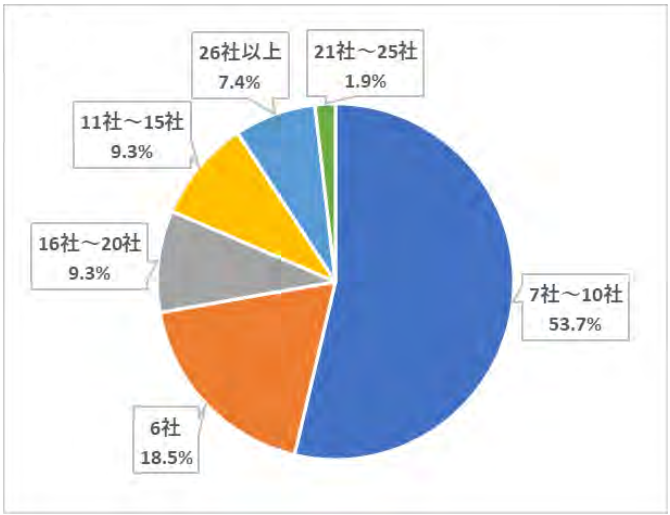

③ 建設会社への就職を希望しますか

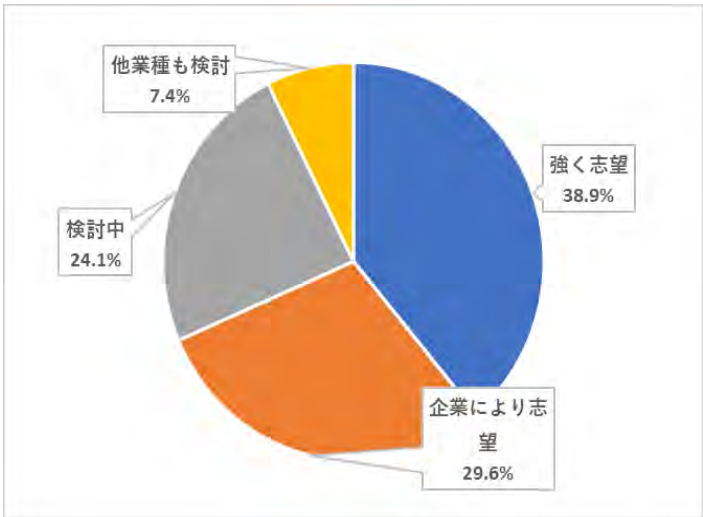

一般社団法人東京建設業協会・東京土木施工管理技士会 主催
東京労働局・東日本建設業保証株式会社・株式会社ディスコ 後援

みんなの建設業★インターンシップ&業界研究フェスタ

ONLINE

2023年8月2日(水)3日(木)

建築・土木系学生は必見！
その他理系・文系も歓迎

建設業界最大級の就活準備イベント

2日間で約70社の企業セミナーをライブ視聴できる！
建設業界団体が主催する建設業界「国内最大級」オンライン合同企業説明会。
まとめてたくさんの企業のセミナーが聞けるので、
業界研究・企業研究、仕事の理解が深まります。
いろいろな会社の雰囲気を感じて、自分に合ったインターンシップを見つけよう！

本イベントは職業観涵養のためのもので、採用選考に関わるものではありません。

スーパーゼネコンも！
優良企業 約70社

インターンシップ情報が集まる！

個別予約不要で
セミナー見放題！
入退場自由 | カメラOFF | チャットで質問

さらに 参加特典 Eギフト最大10,000円分が当たる！

事前参加申し込みされた方に、限定の視聴URLをお届け

［イベント特設サイト］
参加申し込みはこちらから

イベント最新情報・業界研究・就活ノウハウを限定配信!!

LINE 友だち登録

事前参加申し込み+LINE登録で参加特典の対象に！

開催方法 オンライン特設ページにて開催。申し込みされた方に限定URLをご案内します。

対象 2025年3月卒業予定の大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生（既卒3年以内の第二新卒も歓迎）

一般社団法人東京建設業協会 みんなの建設業★インターンシップ＆業界研究フェスタ担当 TEL：03-3552-5656 | Email：gosetsu@token.or.jp

スーパーゼネコンなど都内優良企業が多数参加

業界研究・企業研究の2日間！

インターネット環境があれば
スマホ・PC・タブレットで
どこからでも参加可能!!

COMPANY LIST

建設業界をリードする優良企業約70社によるライブセミナー配信

(株)淺沼組	北野建設(株)	大成建設(株)	戸田建設(株)	(株)不動テトラ
(株)安藤・間	共立建設(株)	大日本土木(株)	飛島建設(株)	(株)本間組
(株)イチケン	清田軌道工業(株)	大豊建設(株)	(株)ナカノフドー建設	前田建設工業(株)
岩田地崎建設(株)	(株)熊谷組	(株)竹中工務店	南海辰村建設(株)	真柄建設(株)
大木建設(株)	栗本建設工業(株)	(株)竹中土木	西松建設(株)	(株)増岡組
(株)大林組	(株)合田工務店	長永スポーツ工業(株)	(株)NIPPO	松井建設(株)
大林道路(株)	古久根建設(株)	鉄建建設(株)	日本道路(株)	(株)松下産業
(株)大本組	佐藤工業(株)	東亜建設工業(株)	(株)日本ピーエス	丸彦渡辺建設(株)
(株)奥村組	清水建設(株)	東急建設(株)	野村建設工業(株)	三井住友建設(株)
奥村組土木興業(株)	ショーボンド建設(株)	東急リニューアル(株)	(株)長谷工コーポレーション	みらい建設工業(株)
オリエンタル白石(株)	信号器材(株)	東鉄工業(株)	(株)ピーエス三菱	(株)森本組
鹿島建設(株)	スターツCAM(株)	東武建設(株)	ファーストコーポレーション(株)	若築建設(株)
桂城建設(株)	西武建設(株)	東武谷内田建設(株)	(株)藤木工務店	
株木建設(株)	成友興業(株)	(株)東邦建設工業	(株)フジタ	
木内建設(株)	(株)錢高組	東洋建設(株)	双葉鉄道工業(株)	

※参加予定企業(50音順)は
2023年5月23日現在のものです。

新卒採用コンサルタントの特別セミナーも同時開催！

SEMINAR 01　これからの建設業界 ～建設業界の働き方、建設DXとは～

SEMINAR 02　就職活動・面接対策お役立ちセミナー

01 はじめに
まずは特設サイトから
参加申し込み&
LINE友だち登録。

02 準備する
事前にセミナーの
配信タイムテーブルと
視聴用URLをお届け！

03 視聴する
イベント当日は
好きな場所から
セミナー視聴。

04 応募する
気になる企業に
エントリーして、
インターンシップ参加！

VOICE

2022年9月開催のイベント参加者アンケートから、先輩たちの生の感想をピックアップ！

- 飛行機による移動の必要が無くなり、気軽に参加できた。
- リラックスして参加できたため長時間集中が続き、予定より多くの企業の話を聞けた。
- 自分からは調べない企業を知ることができた。
- 就職活動では聞きづらいような質問もフランクに質問できる環境だった。
- インターンシップ情報を一度に多数集めることができ、比較も行いやすかった。
- 気になっていた企業や、研究が足りていない企業に触れる機会になった。
- 会社に関する情報に限らず、建設業全般の状況などについても学ぶことができた。

参加企業の絞り込み検索や
セミナー配信タイムテーブルをチェック
イベント特設サイト

建設業界の就活ノウハウを知りたい
最新情報を受け取りたい
LINE友だちに追加

あわせてチェック！
建設業界の就活準備に役立つ情報が満載
みんなの建設業就活ナビ

みんなの建設業★インターンシップ＆業界研究フェスタ 特設サイト　https://job.career-tasu.jp/pr/tokminna/

協会資料5

国土交通省　関東大震災特別企画展への参加

【開催概要】

■開催日時　　令和 5 年 8 月 26 日（土）～28 日（月）9：30～16：30

■会　　場　　東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」

【配 布 物】※各 800 部配布

■協会作成パンフレット 3 種（災害対策ハンドブック／首都東京 迫り来る水害の危機／耐震診断・改修のススメ）

■防災グッズ（アルミシート・ホイッスル・軍手・圧縮タオル）入りサコッシュ

■協会キャラクター「まちこ」入りウェットティッシュ

【来場者数】

日　　程	来場者数
8 月 26 日（土）	1,284 名
8 月 27 日（日）	1,552 名
8 月 28 日（月）	903 名
合　　計	3,739 名

【当日の様子】

＜ブースを視察した斉藤国土交通大臣と乗京副会長＞

＜当協会ブースの様子＞

関東大震災特別企画展に出展

地域建設業の役割を発信

当協会は、国土交通省と関東地方整備局が８月26日から28日、東京都江東区の国営東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」で開いた「関東大震災特別企画展」に、（一社）全国建設業協会、（一社）群馬県建設業協会と共同ブースを出展し、災害時に建設業が果たすべき役割などを発信した。28日には斉藤鉄夫国土交通大臣が共同ブースを訪れ、当協会の乗京正弘副会長が、地域建設業の取り組みなどを説明した。

当協会は、パネル展示に加え、子どもの理解を促進するためにイラストを多用して改訂した『災害対策ハンドブック』や、ホイッスル、アルミシート、圧縮タオルなどが詰まった防災グッズ入りサコッシュといった実用性の高いグッズを来場者に配った。26日には東京湾をクルーズ船で巡るインフラツーリズムも実施した。

また、斉藤国土交通大臣は28日に江東区の東京ビッグサイトで開かれた「関東大震災100年シンポジウム」にも出席し、「今年７月には新たな国土強靱化基本計画を定めて、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進することとしている。引き続き防災・減災の取り組みを着実に進めていく」とあいさつした。

「まちこ」を囲んで、斉藤国土交通大臣（左）と乗京副会長

関東大震災100年防災イベント・インフラツーリズム「そなエリア東京見学＆東京港クルーズ」を開催

当協会は８月26日、関東大震災100年防災イベントの一環として、インフラツーリズム「そなエリア東京見学＆東京港クルーズ」を開催した。会員企業の家族を中心に50名が参加し、船の上からインフラを見学した後に、国営東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」での動画の上映や体験学習ツアーを通して防災について学んだ。

東京港クルーズは、お台場から有明客船ターミナルまで約１時間15分のツアーで、船内やデッキからレインボーブリッジや晴海埠頭、東雲水門などを見学した。参加者は、インフラの役割や歴史などスタッフの説明に真剣に耳を傾けていた。海からしか見ることのできない橋梁の裏側や巨大なケーソンの様子を興味深く写真に収める親子の姿も見られた。

そなエリア東京では、地震発生後72時間の生存力をつける「東京直下72h TOUR」に参加した。駅ビルのエレベーターで下降中に震度７の地震が発生したことを想定し、被災から避難所で安全を確保するまでの流れを、タブレット端末を使った防災クイズ、ＡＲ（拡張現実）での危険箇所の確認などにより学習した。起震機とAR大画面では地震の恐ろしさを体験でき、自分の身を守るノウハウを心に刻んでいる様子だった。また、地震発生時の国の拠点となるオペレーションルームの見学や、防災グッズ、関東大震災特別企画展の展示から、日ごろからの災害に対する〝そなえ〟の大切さを体感した。

船の上から東雲水門を見学

協会資料7

令和５年10月５日

自由民主党東京都支部連合会
会　長　　萩生田　光一　　殿

一般社団法人東京建設業協会
会　長　　今　井　雅　則

令和６年度国家予算に関する要望

一般社団法人東京建設業協会

Ⅰ．概　要

所在地：　〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館5階

ＴＥＬ：　03-3552-5656(代)

設　立：　昭和23年2月17日

（前身は明治17年「土工組合」で業界最古の団体。その後、改称、改組などを経て協会が設立され、昭和30年に社団法人に改組。平成25年、公益法人制度改革により一般社団法人へ移行）

会　員：　都内に本店または支店を有する、土木・建築の特定建設業許可業者　275社

＜スーパーゼネコン～地場の中小建設業者＞　　（令和5年7月現在）

Ⅱ．組　織

役職	氏名	所属会社・役職	
会　長	今井　雅則	戸田建設㈱	代表取締役会長
副会長	寺田　光宏	東急建設㈱	代表取締役社長
副会長	乗京　正弘	飛島建設㈱	代表取締役社長
副会長	新村　達也	清水建設㈱	専務執行役員 東京支店長
専務理事	野瀬　達昭	(一社)東京建設業協会	

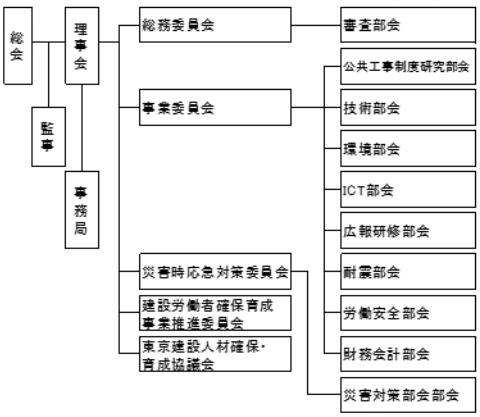

Ⅲ．会員構成・分布状況

支部	区域	区会員数	支部会員数	支部	区域	区会員数	支部会員数	支部	区域	区会員数	支部会員数
1	千代田	29	86	3	新宿	25	47	5	葛飾	1	-
	中央	29			中野	13			江戸川	3	
	港	28			杉並	9		6	文京	7	20
2	品川	3	38	4	豊島	9	24		台東	6	
	目黒	3			板橋	11			北	2	
	大田	16			練馬	4			荒川	3	
	世田谷	7		5	墨田	7	27		足立	2	
	渋谷	9			江東	16		7	三多摩	35	35
								合計		275	

Ⅳ 会員の特色

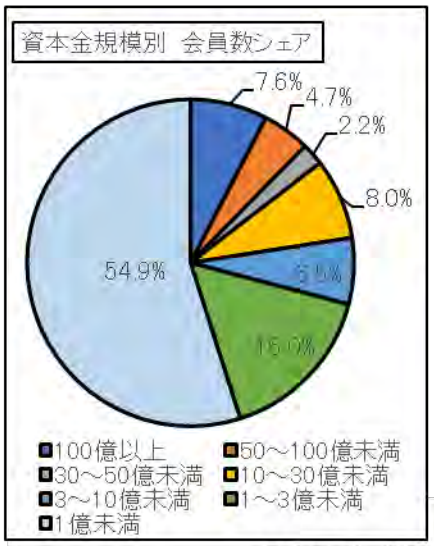

特色① 大企業から中小企業まで幅広く加入
会員のうち、資本金100億円以上の会員は約8%である一方で、3億円未満の会員が約70%を占める。

特色② 民間建築工事受注額が圧倒的に多い
都内における会員の施工高は建築が約75%を占める。また、発注者別施工状況は、国・公社、都、市・区を合わせた公共工事は約15%に対し、民間工事は約85%を占める

協会オリジナルキャラクター
まちこ

（令和4年度、単位:10億）

施工高	全 国		都 内	
建 築	9,590	68.1%	2,070	75.5%
土 木	3,835	27.2%	504	16.7
その他	659	4.7%	233	7.8%
合 計	14,084	100.0%	3,007	100.0%

（令和4年度）

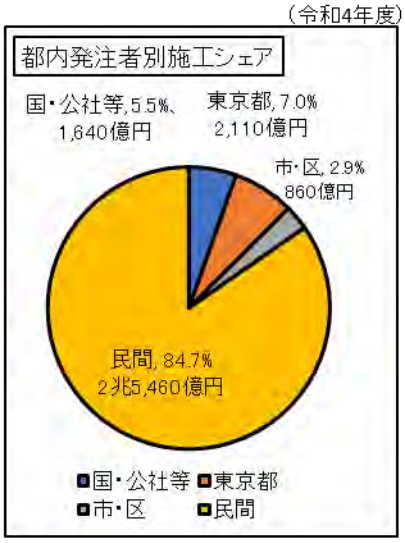

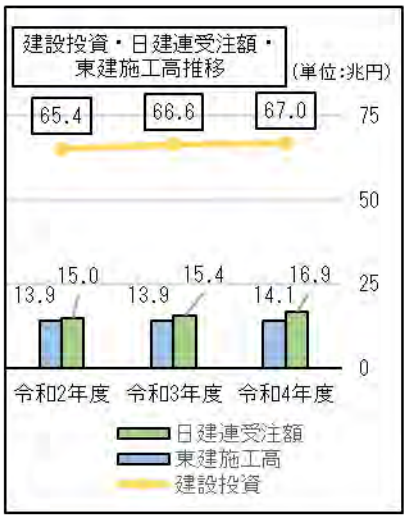

Ⅴ 主要事業

(1) 中期運営計画
① 運営理念　建設に関わるすべてのステークホルダーが満足できる良好な関係の構築
② ミッション　会員企業の経営基盤を支えるとともに、「東京」の持続的発展に寄与
③ 運営方針　3つのSの最大化を実現し、社団法人としての使命を果たす
- Support　会員企業の経営基盤を支える
- Social value　建設業の社会価値を高める
- Safety　安全安心な地域づくりに貢献し、都民の生命財産を守る

(2) 主要事業
①建設業の発展・社会的役割に向けた支援
国・東京都への予算要望・意見交換会
災害時における応急復旧業務
②将来の担い手確保・育成
合同企業説明会「業界研究フェスタ」
各種セミナー・研修会
③建設業の魅力発信
東建月報など各種刊行物の発行
協会ホームページ等による情報発信
④会員相互の親睦・情報交換
新春講演会の開催、 支部活動の支援

(3) 重点取組
- 働き方改革
- 防災・減災対策の促進
- 生産性向上・DX
- CCUSの普及促進
- 担い手の確保・育成・定着
- 環境対策(脱炭素)

(4) 協会が目指す方向性
発信力の強化 ⇒ 協会・業界全体の存在価値の向上
⇒ 会員メリットの創出 ⇒ 会員数増加・会員のステータス向上

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。
令和 6 年度国家予算に対し、都内の建設業者が抱える課題解決と健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。
建設業を取巻く社会経済状況が大きく変化する中、私たち建設業は、社会インフラの整備や維持更新、災害時の応急復旧などに鋭意取組み、都民の安全・安心を支えていく社会的使命を着実に果たしていく所存です。
貴会におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 公共事業予算の確保・拡大及び民間建設投資の需要喚起策の実施

建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害発生時には最前線で災害対応を担うなど安全・安心を支える地域の守り手であるとともに、地域経済を支える基幹産業でもある。建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、建設産業を支える事業量の確保が必要である。
加えて、東京をはじめ都市の経済活動の活性化には、地域経済への波及効果が高い公共建設投資の充実を図るとともに、官民が連携して都市の整備・再生を推進していくことが重要である。
ついては、都民の生活に密接にかかわる道路・橋梁をはじめとした社会資本の整備に早急に取掛かれるよう、今年度を上回る公共事業予算の確保と民間建設投資の需要を喚起する誘導・拡張施策を強力に推進していただきたい。
さらに、市街地再開発事業への補助金の交付、税制緩和など、民間建設投資の需要を喚起する策を強力に推進していただきたい。

2. 地方分権に資する地方税財政制度の構築

東京は、日本の首都として政治・経済の中心となっている都市であるが、その機能は人工物であるインフラによって守られている。近年、頻発化・激甚化する自然災害の猛威がインフラ整備時に想定された状況を上回った場合、東京の都市機能が麻痺し、日本経済にも深刻な影響を与えることとなる。首都東京のインフラの維持・更新は極めて重要であり、その財源となる東京都の税収は適切に確保される必要がある。
東京が大都市の活力を損なうことなく、自主的・自律的な行財政運営を行えるよう、地方税財政制度を抜本的に見直し、安定的な地方税体系を構築していただきたい。

3. 防災・減災、国土強靭化に向けた予算の確保

近年、集中豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化している。また、近い将来首都直下地震など巨大地震の発生や富士山の噴火による降灰被害も危惧されており、大規模災害から都民の生命・財産を守るために強靭化の取組みを着実に実施することが重要である。

ついては、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が計画的かつ着実に実施されるよう、当初予算における別枠での必要額を確保し、東京都に対しても確実に分配していただきたい。

また、先般成立した改正国土強靭化基本法に基づき、「国土強靭化実施中期計画」が策定されることとなったが、同計画を早期に策定し、計画期間、実施すべき施策の内容及び目標を明らかにするとともに、国土強靭化を着実に推進するための財政措置を講じていただきたい。

4. 働き方改革の推進と生産性向上の支援

建設工事における働き方改革を実現するためには、受発注者が相互理解のうえで更なる改善に取組むことが急務である。特に 2024 年 4 月の罰則付き時間外労働の上限規制へ対応するためには「長時間労働の削減」、「週休２日の実現」は急務なことから、次の事項についてお願いしたい。

⑴ すべての建設工事で週休２日が実現できるよう、適正な工期での発注の徹底と公共発注に伴う必要経費の補正係数の引上げ
⑵ 工事関係書類の更なる簡素化、検査の効率化の推進
⑶ 建設現場のＤＸの推進のため、人材育成や必要な機器類の導入費用に対する支援の拡大

5. 民間工事における適正な請負契約の徹底

国では、建設業を魅力的な産業とするため、処遇改善や働き方改革、生産性向上などに向けて積極的に取組まれているところであるが、当協会の会員企業の受注工事は、約８割が民間工事であり、各種取組みを進めるためには民間発注者の理解が必要である。

ついては、以下の点について民間発注者に対する指導を徹底していただきたい。

⑴ 中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」に基づいた適正な工期での発注の徹底
⑵ 資材価格の急騰に伴う価格変更に対応するため、受注者側におけるコスト上昇分について積極的に価格協議に呼応するとともに、「スライド条項」の規定のある契約約款での契約締結の徹底

6. 建設産業の魅力化と人的資本の確保

建設産業は、エッセンシャル産業として社会インフラの整備や維持更新、災害復旧など社会の安全・安心を支える社会的使命を着実に果たしていく産業であると自負している。都市づくり・社会構築に不可欠な産業として、地域の守り手としての人材を確保する観点からも、その必要性や貢献度を行政サイドとしても積極的にＰＲに努めていただきたい。

また、建設業の担い手不足を解消するためには、外国人労働者を確保することが不可欠な状況であるが、円安の影響などにより日本で働く魅力が低下している。人的資本を確保するためにも外国人が働きやすい環境の整備に取組んでいただきたい。

7. 建設業におけるカーボンニュートラル・資源循環への取組みへの支援

政府は、2030 年度における温室効果ガスの排出量を 2013 年度比 46％減、2050 年にはカーボンニュートラルを実現することを目指し各種取組みを実施している。建設業界においても持続可能な都市の実現に向けて取組んでいるが、官民一体となって推進することが不可欠なため、次の事項について支援していただきたい。

⑴ カーボンニュートラルに取組む企業に対するインセンティブの付与
⑵ 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、補助金の拡充、税制優遇措置

以　上

令和6年度国家予算要望聴取会　出席者名簿

団　体　名　一般社団法人東京建設業協会
住　　所　東京都中央区八丁堀2－5－1
電話番号　03－3552－5656
ＦＡＸ番号　03－3555－2170

役職名	氏名	左記の住所	電話番号
副会長	寺 田 光 宏	渋谷区渋谷 1-16-14	03-5466-5010
副会長	乗 京 正 弘	港区港南 1-8-15	03-6455-8313
副会長	新 村 達 也	中央区京橋 2-16-1	03-3561-3600
専務理事	野 瀬 達 昭	中央区八丁堀 2-5-1	03-3552-5656
副会長秘書	真 安 俊 之	渋谷区渋谷 1-16-14	03-5466-5010
事務局長	市 川 光 一	中央区八丁堀 2-5-1	03-3552-5656
事業部長	奥　　尚 子	中央区八丁堀 2-5-1	03-3552-5656
事業部次長	島 田 久 史	中央区八丁堀 2-5-1	03-3552-5656

【随行】

取材新聞社	氏名	左記の住所	電話番号
建設通信新聞社	赤 島 晃 彦	千代田区神田錦町 3-13-7	080-4201-5650
建通新聞社	城 田　　徹	港区新橋 4-9-1	080-6977-1501

協会資料 8

令和５年度「関東地方整備局との意見交換会」
提案テーマ

意見交換会テーマ

１．国土強靭化の推進

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する地震災害から国民の生命・財産と地域経済を守るためには、防災・減災対策は最優先かつ喫緊の課題であり、社会資本整備を着実に推進するためにも十分な予算を確保していただきたい。

特に「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」については、計画的かつ着実に実施されるよう、当初予算における別枠での必要額を確保するとともに、施工時期・工期設定などに配慮した適切な発注をお願いしたい。

また、先般成立した改正国土強靭化基本法に基づき、「国土強靭化実施中期計画」が策定されることとなったが、同計画を早期に策定し、計画期間、実施すべき施策の内容及び目標を明らかにするとともに、国土強靭化を着実に推進するための財政措置を講じていただきたい。

２．働き方改革の推進

建設工事における働き方改革を実現するためには、受発注者が相互理解のうえで更なる改善に取り組む必要がある。特に、2024 年 4 月の罰則付き時間外労働の上限規制への対応するためには「長時間労働の削減」「週休 2 日の実現」は急務なことから、次の事項についてお願いしたい。

（1）適正な工期設定

関東地方整備局では適正な工期の確保に向けて、工事工程表の開示やクリティカルパスなどの共有に取組んでいるが、工期設定が不十分な現場も多くある。

とりわけ、出水期の施工が制限される河川内工事において工期が厳しいとの意見が多いことから、出水期を避けた工期での発注や出水期での制限工種についての見直しに配慮していただきたい。

そのうえで、全ての所掌工事において週休 2 日が実現できるよう適正な工期での発注を継続していただくとともに、民間工事においても適正な工期で発注されるよう、民間発注者に対し強く働きかけていただきたい。

(2) 円滑な施工の確保

工事着手前に必要な関係機関協議の未了や設計図書の不備等により、工事に着手できず、本来不要な手続き等により時間外労働が発生することがある。

関係機関との協議等が完了した設計書通りの施工条件での発注の徹底をお願いするとともに、受注者の責によらない条件変更が生じた場合には工期延伸等適切に対応していただきたい。

(3) 更なる書類の削減・簡素化

関東地方整備局では、「土木工事電子書類作成マニュアル及びスリム化ガイド」などにより、工事書類の簡素化に取り組んでいるが、更なる書類の削減を求める声が多くある。とりわけ、設計変更に伴う書類について、削減を求める声が多い。

長時間労働の是正のためには、書類の削減・簡素化は不可欠のため、マニュアルの運用を徹底していただくとともに、更なる削減・簡素化を推し進めていただきたい。

(4) 週休２日実施に伴う必要経費の引き上げ

建設業が働き方改革を実現し中長期的な担い手を確保するためには、週休２日と適正な賃金の確保が不可欠である。現行の週休 2 日の実施に伴う補正係数では対応が困難なため、適切な経費を計上していただきたい。

３．生産性向上・ＤＸの推進

(1) プレキャスト工法の活用拡大

プレキャスト工法は、工期の短縮や省人化、安全化の効果が高く、建設現場の生産性向上に寄与するものであるが、設計段階で採用されていないものも多く、変更協議で認めてもらえないこともある。

工期短縮等の生産性向上にはプレキャスト工法の採用は不可欠であることから、当初設計での採用をお願いしたい。

(2) 建設ＤＸの推進

国土交通省では、今年度から直轄工事において BIM/CIM の活用が原則適用されているが、2 次元図面と整合性のある 3 次元データの提供をお願いしたい。

また、BIM/CIM や ICT 施工へ対応するにあたり、人材の育成と設備の導入・運営費用が課題となっている。建設現場における DX の推進に向けて、費用負担の助成、技術者の養成や技能訓練を実施する際の賃金や経費の助成等、制度の整備を図っていただきたい。

４．高騰する建設資材価格への対応

昨年来続く燃料・資材価格の高騰の影響は大変深刻であり、建設業の健全な経営を維持することが困難となっている。国土交通省では、取引価格を反映した適正な請負代金の設定に向け各種取組んでいるが、未だに実勢価格と乖離した予定価格となっていることが多い。見積活用方式のような直近の実勢価格を反映できる施策の採用により、より適切な予定価格にするとともに、契約後のスライド条項の適切な運用、申請手続きの迅速化、簡素化等をお願いしたい。

また、スライド条項については、受注者負担の軽減のため、受注者が負担すべき割合の見直し等運用の改善をお願いしたい。

さらに、民間工事においても受注者からの協議の申し入れに対して、誠実に対応していただけるよう、発注者に指導していただきたい。

５．建設キャリアアップシステムへの対応

建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）は、公共・民間工事を問わず、普及定着することが極めて重要であるが、メリットが感じられないとの声が未だ多い。

特に、技能労働者のメリット（カードレベルに応じた賃金等）等の広報活動を充実させるとともに、公共工事おける企業評価の導入について地方自治体に対し更なる働きかけをお願いしたい。

さらに、民間工事発注者に対する働きかけを強力に推進していただきたい。

６．カーボンニュートラル（ＣＮ）に向けた取組み支援

政府は、2030 年度における温室効果ガスの排出量を 2013 年度比 46％減、2050 年にカーボンニュートラルを実現することを目指し各種取組みを実施している。

建設現場におけるカーボンニュートラルの取組みが推進するよう、特記仕様書等への明記や、工事成績評定での加点などの取組みをお願いしたい。

フリー討議テーマ

７．入札契約制度における課題

(1) 配置予定技術者の要件緩和

配置予定技術者の要件緩和については、「競争参加者が少ないと見込まれる場合などについて、工事の特性や地域の実情を緩和して条件を緩和する」とのことだが、具体的にどのような工事なのかご教示願いたい。

配置予定技術者の選定については苦慮していることから、引き続き要件緩和に向けて配慮していただきたい。

(2) 段階的選抜方式における課題

段階的選抜方式は受発注者の事務負担軽減を図るための方式であるが、一次審査通過が確定してからの技術提案書作成では日程が厳しくなっており、却って負担が増大している。よって、一次審査結果通知日の前倒しにより、一次審査通過から二次審査申請期限までの提案作成期間の拡大をお願いしたい。

(3) 入札時の質問回答

入札時の質問について、現状の質問回答日から入札日までの期間では、回答によって生じる入札額の変更がある場合など、期間が切迫している。質問回答から入札までの期間は 10 日程度確保していただきたい。

また、回答について疑義が生じ、再度質問することができない場合、疑義を抱えたまま入札となることがある。よって、再度質問の機会が得られるよう、回答期間早期でのご回答についてご配慮いただきたい。

(4) 技術提案の採否に関する問い合わせ

技術提案について、「全ての提案項目に加点評価された参加者は、面談を行わないこととする」とされており、評価の理由等を確認できない。しかしながら、技術提案評価の重要性は年々増しており、自社提案の評価の詳細について確認したいことから、全ての参加者に対し、要請があった場合は面談に応じていただきたい。